

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	4
第5	物価及び生計費	4
第6	人事院の給与に関する報告、勧告	4
第7	むすび	
1	職員給与	
(1)	給料表	8
(2)	住居手当	8
(3)	期末手当及び勤勉手当	9
(4)	獣医師の処遇改善等	9
2	公務員人事管理	
(1)	人材の確保・育成	9
(2)	会計年度任用職員制度の円滑な実施	10
(3)	人事評価制度	11
(4)	仕事と生活の両立支援	11
(5)	長時間労働の是正	12
(6)	心の健康づくり	13
(7)	障がい者雇用に関する取組	13
(8)	定年制度の見直し等	13
(9)	公務員倫理の徹底	14
3	給与勧告実施の要請	14
別紙第2	勧告	17

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「平成31年職員給与実態調査」によると、職員の総数は19,446人であって、その平均年齢は42.1歳、平均経験年数は19.5年、また、男女別構成は男性61.4%、女性38.6%、学歴別構成は大学卒85.0%、短大卒3.7%、高校卒11.3%、中学卒0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料348,440円、扶養手当9,522円、地域手当3,885円、計361,847円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した264の事業所を対象に、「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者9,767人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、93.2%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で45.3%（昨年36.5%）、高校卒で31.5%（同29.9%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で33.3%（同43.3%）、高校卒で36.7%（同44.0%）となっており、大学卒で66.7%（同56.7%）、高校卒で63.3%（同56.0%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で197,721円（昨年196,411円）、高校卒で163,748円（同161,016円）となっている。

（資料第14表、第16表）

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.1%（昨年38.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は94.1%（昨年93.7%）となっているが、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.9%（同26.8%）、減額となっている事業所の割合は4.1%（同2.3%）となっている。

（資料第17表、第19表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均232円(0.06%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民間給与(A)	職員給与(B) (平均44.1歳)	較差(A)-(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
374,812円	374,580円	232円(0.06%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額との4.49月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.45月)を上回っている。

(資料第22表)

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{*1}を比較すると、職員では、平均年齢44.1歳で374,580円、国家公務員では、平均年齢43.4歳で411,123円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「平成31年国家公務員給与等実態調査(平成31年4月1日現在)」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

平成30年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{※2}は100.6（前年100.5）となっている。なお、全都道府県の平均は100.1（同100.2）となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

第5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.9%、岡山市で0.1%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で126,620円、3人世帯で160,420円、4人世帯で194,210円となっている。

（資料第27表、第28表）

第6 人事院の給与に関する報告、勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の公民較差は232円(0.06%)と小さいが、優秀な人材確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、この較差を解消するため、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層を対象とした改定を行うこととした。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

(2) 住居手当

本年、人事院は、国家公務員宿舎の使用料の上昇を考慮して、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、この改定による原資を用いて、最高支給限度額を引き上げる勧告を行った。

本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としているところであるが、本県においては、公務員宿舎の使用料の状況に近年大きな変化は見られず、手当受給者の実態等を踏まえると、現時点において改定が必要な状況とは言えないことから、引き続き、他の都道府県の動向等を注視することとする。

(3) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、令和2年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げることとする。支給月数の引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

(4) 獣医師の処遇改善等

本県における獣医師は、家畜伝染病の予防、食の安全確保等の重要な役割を担っているが、近年、獣医師の安定的な確保が課題となっている。任命権者においては、採用試験の受験年齢引上げや養成課程のある大学への勧誘等の取組を実施しているが、毎年の採用試験において、十分な受験者数を確保できない状況が続いている。

このため、人材確保の観点から、他の都道府県の状況も踏まえた上で、初任給調整手当の拡充等、給与上の処遇改善を図る必要がある。併せて、本県獣医師が担う業務のやりがいや魅力の発信に努めるなど、獣医師の確保に向けた取組を一層推進することが求められる。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変動し、行政課題はますます複雑・多様化する一方、急速な技術革新が進み、公務を取り巻く環境も大きく変化する中であって、職員には、あらゆる主体と協働しながら、必要な施策や事業を企画・立案し、効果的、効率的に実行していく能力が求められている。

また、昨年、本県を襲った豪雨災害への対応のように、これまで経験したことのない課題に対しても、的確に判断し、迅速な行動をとること

のできる決断力や柔軟性を備えた優秀な人材の確保・育成は、一層、重要となっている。

一方、受験年齢層人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりの中で、県職員採用試験の受験者数は近年減少していることから、採用試験については、民間企業の志望者など、これまでの受験者層とは異なる多様で有為な人材を確保するため、公務員試験のための特別な対策をしていない人でも挑戦しやすい新たな試験区分を創設したところであり、引き続き、従来からの採用試験を含め、試験実施方法の改善に向けて研究・分析を行い、必要に応じて見直していくこととする。

また、本委員会は、これまでも、各任命権者と連携し、受験者の募集・広報活動を行ってきたところであるが、引き続き、採用説明会や県内外の大学訪問、東京・大阪での募集活動のほか、SNSを活用した情報発信などにより、広域自治体としての具体的な仕事内容、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境等の説明を通じ、県職員としてのやりがいや魅力等を広く発信するなど、募集・広報活動の充実・強化に取り組んでいくこととする。とりわけ、技術職の競争率の低下が顕著となっている現状を鑑みると、任命権者においても、様々な機会を通じて受験者確保に努める必要がある。

人材育成については、各任命権者において、研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、職員の自らの能力開発への意識の高まり等を踏まえた上で、一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

特に、女性活躍推進の観点から、引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、管理的なポストに就いた後のロールモデルを示すなど意欲を引き出す取組が重要である。

(2) 会計年度任用職員制度の円滑な実施

行政ニーズの多様化等に対応し、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、会計年度任用職員の任用及び給付についての規定の整備を内容とする地方公務員法等の改正法が令和2年4月に施行される。

各任命権者は、会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例等の整備を行ったところであるが、法施行に向け、遺漏のないよう準備を行うとともに、創設された会計年度任用職員制度について、改正の趣旨に沿い、適切に実施する必要がある。

(3) 人事評価制度

人事評価制度は、成績主義の原則に基づく人事管理の基礎となるものである。

任命権者において、職員の能力及び実績を的確に判断し、任用や給与等に適切に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。

また、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言を適切に行うことにより、人材育成につなげることも大切である。

このため、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組む必要がある。

(4) 仕事と生活の両立支援

職員がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を持つことができる人間らしい健康で豊かな生活を送ることは、人材確保の観点のみならず、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

これらを後押しする制度として、本県では育児休業や介護休暇、不妊・不育治療に係る休暇や家族休暇等について逐次拡充が図られてきたところであるが、これらの制度が十分に活用されるよう、各任命権者においては、職員に対してワーク・ライフ・バランスへの一層の理解や年次有給休暇の取得、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促していくことが求められる。

また、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、民間において導入が進められているテレワークなど様々な方策について検討していく必要がある。

(5) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、本県においても長時間労働の是正を図るため、本年4月に、36協定の締結対象となる職場及び学校現場の教員を除き、時間外勤務命令の上限規制を導入した。

これにより時間外勤務命令の上限は、各任命権者が特定業務の比重が高いと決定した特定職場を除き月45時間、年間360時間であり、特定職場においてもこれを超える時間外勤務命令はあくまで例外であること、特定職場の決定にあたっては要件に該当するかどうかを慎重に検討のうえ、適切に判断すること、また、大規模災害への対応などのため、上限時間を超えて命ずることができる特例の適用にあたっては、極めて限定的に判断すべきであり、職員の健康管理の面からも慎重に判断すべきこと等を、各任命権者に対して通知したところである。

一方、教育委員会においては、長時間労働が常態化している学校現場の改善を図るため、今年度が最終年度となる教員の「働き方改革プラン」の目標達成に向け、業務の見直しや効果的な取組の拡大等に取り組んでいるところであるが、国が示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえて、実効性ある取組を、一層、強力に進める必要がある。

各任命権者は、これらの上限規制の制度の趣旨を十分に理解し、管理監督者も含めた長時間労働の是正に向けて、業務の削減・合理化や業務配分の適正化、業務量に応じた適正な執行体制の確保といった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めるよう求めるものである。

また、この他にも、新たな技術導入による事務作業の効率化や勤務間インターバル制度など、民間や他団体で導入されている取組を参考に、本県の実情を踏まえながら、職員の疲労蓄積を防止する取組を進めていく必要がある。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康、公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、優秀な人材確保の観点からも、取り組むべき喫緊の課題である。各任命権者においては、是正に向け不断の努力を払い、強い姿勢で臨まなければならない。

(6) 心の健康づくり

心の健康の問題により、病気休暇を取得、又は長期間休職する状況にある職員は、依然として相当数に上る。心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。

このため、各任命権者は、職場環境や勤務実態の把握を通じて勤務状態の改善などの未然防止策に取り組むとともに、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努めることが必要である。また、一旦発症した職員が円滑に職場に復帰し、その後の再発を防止するため、関係機関等との連携の強化を図ることも重要である。

管理監督者には、自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めるなどの積極的な取組が求められる。

(7) 障がい者雇用に関する取組

本年6月、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、地方公共団体には、率先した障がい者雇用の責務が定められた。これを受け、本年度に実施する障がい者を対象とした県職員採用試験から、障がいの種別を限定せず受験者の募集を行ったところである。

各任命権者は、障がい者の雇用を促進する観点から、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後に担う具体的な業務等について検討していく必要がある。

(8) 定年制度の見直し等

少子化・高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少する中、質の高い行政サービスを提供するためには、高齢層職員が、その能力・経験を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できる環境を整備することが重要である。

昨年、人事院の意見の申出において、定年を段階的に65歳に引き上げることや60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定すること、管理監督職員への役職定年制の導入、短時間勤務制による多様な働き方

の実現等が示され、本年の公務員人事管理に関する報告の中でも、改めて早期の実施について要請がなされている。

各任命権者は、国の動向を注視し、関連法案が成立した場合には制度が円滑に実施されるよう準備するとともに、当面は、再任用制度の活用により対応しなければならないことから、再任用職員の職域の拡大やフルタイムでの任用の拡大等に向けた取組を進める必要がある。

(9) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然として不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に重大な傷を負わせるだけでなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。管理監督者を含めた職員への研修等を通じてハラスメント行為の予防をはじめとした意識啓発を図るとともに、相談窓口の積極的な周知により、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に引き続き十分な対策が講じられる必要がある。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その

時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
等級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課 長
6級	本庁課長	課 長		
5級	副参事		課 長	
4級	主幹	係 長		課長代理
3級	主任		係 長	
2級	主事 技師	主 任		主 任
1級			係 員	

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分（特定幹部職員にあっては、1.175月分）とすること。

(イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（特定幹部職員にあっては、1.15月分）とすること。

(イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、第1の2のアについては令和元年12月1日から、第1の2のイについては、令和2年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	151,100	200,900	237,100	269,800	295,300	325,100	368,800	414,000	464,300
	2	152,200	202,700	238,700	271,600	297,500	327,300	371,400	416,400	467,400
	3	153,400	204,500	240,200	273,400	299,600	329,600	373,800	418,900	470,400
	4	154,500	206,200	241,800	275,500	301,600	331,800	376,400	421,300	473,400
	5	155,700	207,700	243,200	277,200	303,500	334,000	378,300	423,200	476,400
	6	156,800	209,500	244,900	279,000	305,600	336,000	380,800	425,500	479,400
	7	157,900	211,300	246,400	280,800	307,900	338,200	383,100	427,600	482,400
	8	159,000	213,100	248,000	282,800	310,100	340,400	385,600	429,800	485,500
	9	160,000	214,600	249,100	284,800	312,000	342,300	388,000	431,800	488,200
	10	161,400	216,400	250,600	286,800	314,300	344,500	390,700	433,900	491,300
	11	162,800	218,200	252,200	288,700	316,500	346,500	393,300	436,000	494,300
	12	164,100	219,900	253,500	290,600	318,800	348,700	396,000	438,100	497,400
	13	165,300	221,500	255,000	292,600	320,900	350,500	398,400	439,800	500,100
	14	166,800	223,400	256,400	294,500	323,000	352,500	400,700	441,600	502,400
	15	168,300	225,300	257,700	296,500	325,200	354,500	402,900	443,600	504,700
	16	169,900	227,200	259,100	298,500	327,300	356,500	405,300	445,600	507,000
	17	171,200	228,800	260,600	300,300	329,200	358,200	407,100	447,500	509,100
	18	172,700	230,500	262,100	302,300	331,200	360,200	409,100	449,300	510,500
	19	174,200	232,100	263,800	304,400	333,200	362,000	411,000	451,100	512,000
	20	175,700	233,700	265,600	306,400	335,200	363,900	412,800	452,800	513,400
	21	177,000	235,100	267,200	308,300	336,900	365,800	414,700	454,600	514,600
	22	179,700	236,800	268,900	310,400	339,000	367,700	416,500	456,100	516,000
	23	182,400	238,400	270,500	312,400	341,000	369,700	418,300	457,500	517,500
	24	185,100	240,000	272,100	314,500	343,100	371,600	420,200	459,000	519,000
	25	187,700	241,000	274,000	316,200	344,500	373,600	422,000	460,400	520,100
	26	189,400	242,500	275,800	318,300	346,400	375,500	423,500	461,700	521,200
	27	191,100	243,900	277,500	320,300	348,300	377,500	425,000	463,000	522,400
	28	192,800	245,100	279,200	322,300	350,200	379,500	426,600	464,200	523,600
	29	194,300	246,300	280,900	324,000	351,800	381,000	428,200	465,200	524,600
	30	196,000	247,500	282,600	326,000	353,700	382,800	429,500	465,900	525,500
	31	197,700	248,500	284,500	328,100	355,600	384,600	430,800	466,700	526,400
	32	199,300	249,700	286,200	330,200	357,400	386,200	432,000	467,400	527,300
	33	200,900	251,000	287,700	331,400	359,300	388,000	433,200	468,100	528,100
	34	202,300	252,000	289,600	333,400	361,100	389,400	434,500	468,900	529,000
	35	203,800	253,200	291,400	335,300	362,900	390,900	435,800	469,600	529,700
	36	205,200	254,500	293,300	337,400	364,600	392,500	437,000	470,200	530,200
	37	206,500	255,400	294,900	339,300	366,000	393,900	438,200	470,700	530,900
	38	207,800	256,700	296,600	341,200	367,300	395,100	439,000	471,300	531,500
	39	209,000	257,900	298,400	343,200	368,700	396,300	439,800	471,900	532,300
	40	210,300	259,200	300,200	345,100	370,100	397,400	440,600	472,500	532,900
	41	211,500	260,600	301,700	347,000	371,400	398,500	441,200	473,000	533,400
	42	212,800	262,000	303,400	348,900	372,300	399,700	441,900	473,500	
	43	214,000	263,200	304,900	350,700	373,400	400,900	442,600	473,900	
	44	215,200	264,400	306,500	352,600	374,500	402,000	443,300	474,200	
	45	216,300	265,600	308,100	354,100	375,300	402,700	444,100	474,500	
	46	217,600	266,800	309,800	355,500	376,200	403,400	444,900		
	47	218,800	268,200	311,400	357,000	377,100	404,100	445,300		
	48	220,000	269,500	313,100	358,500	378,000	404,800	446,000		

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	221,100	270,600	314,000	360,100	378,900	405,400	446,500		
	50	222,200	271,700	315,500	360,900	379,700	406,000	446,900		
	51	223,200	273,000	317,000	362,100	380,500	406,500	447,300		
	52	224,300	274,300	318,600	363,100	381,300	406,900	447,700		
	53	225,300	275,300	320,200	364,000	382,000	407,300	448,100		
	54	226,200	276,400	321,800	365,100	382,700	407,600	448,500		
	55	226,900	277,700	323,400	366,000	383,400	407,900	448,900		
	56	227,800	279,000	324,900	367,100	384,100	408,200	449,200		
	57	228,100	279,900	326,400	368,000	384,600	408,500	449,500		
	58	228,900	280,900	327,600	368,700	385,200	408,800	449,900		
	59	229,800	281,800	328,800	369,400	385,800	409,100	450,200		
	60	230,500	282,900	330,000	370,100	386,500	409,400	450,500		
	61	231,300	284,000	330,700	370,500	386,900	409,700	450,800		
	62	232,300	285,000	331,600	371,100	387,600	410,000			
	63	233,000	285,900	332,400	371,800	388,200	410,300			
	64	233,700	286,900	333,200	372,500	388,800	410,600			
	65	234,400	287,400	334,100	372,800	389,200	410,900			
	66	235,100	288,300	334,500	373,500	389,800	411,200			
	67	236,000	289,000	335,200	374,200	390,400	411,500			
	68	236,800	289,900	336,000	374,900	391,000	411,800			
	69	237,500	290,900	336,800	375,200	391,400	412,000			
	70	238,000	291,700	337,500	375,800	391,900	412,300			
	71	238,400	292,500	338,200	376,500	392,400	412,600			
	72	239,000	293,300	338,900	377,100	393,000	412,900			
再任用職員以外の職員	73	239,600	294,100	339,400	377,400	393,300	413,100			
	74	240,100	294,600	340,000	378,000	393,700	413,400			
	75	240,600	295,000	340,500	378,700	394,100	413,700			
	76	241,100	295,500	341,100	379,300	394,500	413,900			
	77	241,800	295,700	341,400	379,700	394,800	414,100			
	78	242,500	296,000	341,900	380,200	395,100	414,400			
	79	243,300	296,200	342,300	380,800	395,400	414,700			
	80	244,000	296,600	342,800	381,300	395,700	414,900			
	81	244,500	296,800	343,200	381,800	395,900	415,100			
	82	245,200	297,000	343,700	382,400	396,200	415,400			
	83	245,900	297,400	344,200	382,900	396,500	415,700			
	84	246,600	297,700	344,700	383,200	396,700	415,900			
	85	247,200	298,000	345,000	383,600	396,900	416,100			
	86	247,900	298,300	345,400	384,100	397,200				
	87	248,600	298,600	345,900	384,500	397,500				
	88	249,300	299,000	346,300	384,900	397,700				
	89	249,800	299,300	346,600	385,300	397,900				
	90	250,300	299,700	347,000	385,800	398,200				
	91	250,600	300,000	347,500	386,200	398,500				
	92	251,000	300,400	347,900	386,600	398,700				
	93	251,300	300,600	348,100	386,900	398,900				
	94		300,800	348,500						
	95		301,100	349,000						
	96		301,500	349,400						
	97		301,700	349,600						
	98		302,000	350,000						
	99		302,400	350,400						
	100		302,800	350,700						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	101		303,000	351,000						
	102		303,300	351,400						
	103		303,700	351,800						
	104		304,000	352,200						
	105		304,200	352,700						
	106		304,500	353,100						
	107		304,900	353,500						
	108		305,200	353,900						
	109		305,400	354,400						
	110		305,800	354,800						
	111		306,200	355,100						
	112		306,500	355,400						
	113		306,700	355,900						
	114		306,900							
	115		307,200							
	116		307,600							
	117		307,800							
	118		308,000							
	119		308,300							
	120		308,600							
	121		309,000							
	122		309,200							
	123		309,500							
	124		309,800							
	125		310,100							
再任用職員		191,000	218,800	261,100	280,500	295,600	321,000	362,700	395,800	446,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,200	191,100	217,400	256,600	300,800	326,400	353,900	389,000	429,100
	2	176,900	192,800	219,400	258,400	302,500	328,500	356,100	391,100	430,900
	3	178,700	194,600	221,400	260,200	304,500	330,500	358,400	392,900	432,800
	4	180,400	196,400	223,400	262,000	306,700	332,500	360,600	394,900	434,700
	5	181,900	198,300	225,300	263,700	308,300	334,700	362,600	396,500	436,100
	6	183,800	200,600	227,100	265,500	310,300	336,600	364,700	398,400	437,800
	7	185,600	202,900	229,100	267,300	312,300	338,900	366,900	400,100	439,400
	8	187,500	205,200	231,000	269,100	314,400	341,100	369,100	401,800	440,900
	9	189,200	207,300	233,000	270,500	316,300	342,800	370,800	403,400	442,500
	10	190,900	209,900	234,800	272,300	318,500	345,100	373,000	405,400	444,200
	11	192,600	212,400	236,600	273,700	320,600	347,300	375,000	407,400	445,800
	12	194,300	214,900	238,400	275,000	322,600	349,600	377,200	409,500	447,400
	13	196,100	217,200	240,000	276,400	324,700	351,600	379,000	411,200	448,500
	14	198,300	219,000	241,800	277,800	326,700	353,700	381,100	413,300	450,100
	15	200,400	220,800	243,600	278,900	328,900	355,900	383,100	415,300	451,900
	16	202,600	222,600	245,500	280,200	331,100	358,000	385,200	417,400	453,700
	17	204,700	224,400	247,000	280,900	332,800	360,000	386,800	419,100	455,300
	18	207,100	226,100	248,800	282,300	335,100	362,000	388,800	420,800	457,100
	19	209,500	227,900	250,600	283,700	337,200	364,000	390,700	422,500	458,900
	20	211,900	229,600	252,400	285,000	339,500	366,100	392,700	424,100	460,600
	21	214,400	231,300	254,100	286,300	341,400	367,800	394,400	425,800	462,200
	22	216,200	233,100	255,600	287,500	343,400	369,800	396,500	427,400	463,900
	23	217,900	234,900	257,100	288,800	345,500	371,600	398,600	428,800	465,500
	24	219,700	236,700	258,500	290,300	347,500	373,700	400,600	430,300	467,300
再任用職員以外の職員	25	221,400	238,200	259,700	291,500	349,400	375,400	402,300	431,600	468,800
	26	223,100	239,900	261,000	293,200	351,500	377,400	404,300	433,000	470,200
	27	224,900	241,500	262,400	295,200	353,400	379,400	406,400	434,500	471,700
	28	226,600	243,100	263,700	297,200	355,400	381,400	408,500	436,100	473,000
	29	228,400	244,300	264,800	299,100	357,200	383,200	410,000	437,400	474,200
	30	230,200	246,000	265,900	301,000	359,300	385,300	411,800	439,100	474,900
	31	232,000	247,700	267,100	302,700	361,100	387,400	413,500	440,800	475,600
	32	233,700	249,500	268,200	304,500	363,200	389,400	415,200	442,400	476,300
	33	235,300	251,100	268,700	306,200	364,600	391,300	416,900	443,800	476,800
	34	237,000	252,700	269,900	307,900	366,600	393,400	418,400	445,500	477,600
	35	238,600	254,300	271,000	309,700	368,500	395,500	420,000	447,200	478,300
	36	240,200	255,800	272,000	311,400	370,600	397,400	421,500	448,800	478,900
	37	241,400	257,100	272,800	313,200	372,500	399,100	422,800	450,200	479,200
	38	243,100	258,600	274,000	314,800	374,600	400,600	424,300	450,900	479,800
	39	244,800	259,900	275,000	316,700	376,600	401,900	425,800	451,600	480,300
	40	246,600	261,100	276,000	318,400	378,600	403,300	427,300	452,300	480,800
	41	248,200	262,200	277,200	320,100	380,600	404,500	428,800	452,700	481,300
	42	249,700	263,400	278,400	321,900	382,700	405,600	430,100	453,300	481,700
	43	251,200	264,400	279,700	323,800	384,800	406,600	431,400	454,000	482,100
	44	252,600	265,500	280,900	325,700	386,800	407,600	432,600	454,600	482,500
	45	253,800	266,100	282,000	327,400	388,500	408,800	433,600	455,400	482,800
	46	255,000	267,200	283,400	329,300	390,200	410,000	434,300	456,100	
	47	256,100	268,300	284,700	331,200	391,800	411,100	435,100	456,600	
	48	257,200	269,400	286,100	333,000	393,500	412,300	435,900	457,100	
	49	258,000	270,200	287,900	334,400	394,900	413,600	436,400	457,600	
	50	259,100	271,400	289,600	336,000	395,900	414,400	436,800	457,900	
	51	260,200	272,400	291,100	337,400	396,900	415,200	437,200	458,200	
	52	261,300	273,500	292,500	339,100	397,900	415,900	437,500	458,600	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	53	261,800	274,700	294,000	340,600	399,200	416,400	437,800	459,000	
	54	263,000	275,500	295,600	342,300	400,300	417,100	438,200	459,200	
	55	263,900	276,900	297,300	343,900	401,400	417,800	438,500	459,500	
	56	265,000	278,100	299,000	345,700	402,600	418,400	438,800	459,700	
	57	265,900	279,100	300,400	346,600	403,900	419,100	439,100	460,100	
	58	266,900	280,600	302,100	348,300	404,700	419,500	439,400	460,300	
	59	267,700	281,800	303,900	349,900	405,500	420,100	439,700	460,500	
	60	268,700	283,200	305,700	351,500	406,200	420,700	440,000	460,700	
	61	269,800	284,800	307,100	353,100	406,700	421,100	440,300	461,100	
	62	270,500	286,400	308,900	354,800	407,400	421,700	440,600		
	63	271,600	287,700	310,700	356,500	408,100	422,200	440,900		
	64	272,500	289,200	312,400	358,200	408,800	422,700	441,200		
	65	273,600	290,600	313,700	359,800	409,100	423,200	441,500		
	66	274,800	291,800	315,400	361,400	409,800	423,800	441,800		
	67	275,800	293,300	316,800	363,000	410,500	424,200	442,100		
	68	276,700	294,700	318,500	364,600	411,100	424,700	442,400		
	69	277,900	296,200	319,900	365,800	411,500	425,100	442,600		
	70	279,300	297,700	321,300	367,200	412,000	425,400	442,900		
	71	280,500	299,300	322,600	368,500	412,600	425,700	443,200		
	72	281,800	300,900	324,100	369,900	413,100	426,000	443,500		
	73	283,000	302,100	324,800	371,100	413,600	426,300	443,700		
	74	284,200	303,500	326,400	372,300	414,000	426,600	444,000		
	75	285,600	305,000	327,900	373,600	414,500	426,900	444,300		
	76	286,800	306,500	329,600	374,900	415,000	427,200	444,600		
再任用職員以外の職員	77	287,900	307,400	331,400	376,200	415,500	427,400	444,800		
	78	289,100	308,900	333,100	377,400	416,000	427,700	445,100		
	79	290,300	310,100	334,700	378,600	416,600	428,000	445,400		
	80	291,300	311,600	336,300	379,800	417,100	428,300	445,700		
	81	292,400	312,900	338,000	381,000	417,500	428,500	445,900		
	82	293,600	314,300	339,700	382,200	418,100	428,800	446,200		
	83	294,900	315,400	341,300	383,300	418,600	429,100	446,500		
	84	296,200	316,800	343,000	384,500	418,800	429,300	446,800		
	85	297,300	317,700	344,400	385,600	419,100	429,500	447,000		
	86	298,500	319,200	345,900	386,200	419,600	429,800			
	87	299,400	320,500	347,400	386,700	419,900	430,100			
	88	300,600	322,000	348,900	387,300	420,200	430,300			
	89	301,600	323,500	350,200	387,900	420,500	430,500			
	90	302,800	325,000	351,400	388,500	420,900	430,800			
	91	303,900	326,400	352,700	389,100	421,300	431,100			
	92	305,100	327,900	354,000	389,700	421,700	431,300			
	93	305,600	329,200	355,400	390,000	422,000	431,500			
	94	306,900	330,500	356,900	390,500					
	95	308,000	331,900	358,400	391,100					
	96	309,300	333,200	359,900	391,600					
	97	310,400	334,400	361,200	392,000					
	98	311,600	335,700	362,400	392,400					
	99	312,800	337,000	363,500	393,000					
	100	314,000	338,300	364,700	393,500					
	101	315,200	339,700	365,800	393,900					
	102	316,200	340,600	366,900	394,400					
	103	317,300	341,700	368,000	395,000					
	104	318,300	342,900	369,200	395,500					

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	105	319,100	344,000	370,400	395,800					
	106	319,700	345,100	370,900	396,200					
	107	320,300	346,100	371,500	396,700					
	108	321,000	347,200	372,100	397,000					
	109	321,500	348,400	372,700	397,300					
	110	322,000	349,400	373,200	397,800					
	111	322,500	350,400	373,700	398,300					
	112	323,100	351,300	374,200	398,800					
	113	323,900	352,200	374,600	399,100					
	114	324,600	353,100	375,000	399,600					
	115	325,300	354,100	375,600	400,100					
	116	326,000	355,100	376,100	400,600					
	117	326,600	356,100	376,500	400,900					
	118	327,400	356,600	377,000	401,400					
	119	328,100	357,200	377,600	401,900					
	120	328,900	357,800	378,100	402,400					
	121	329,500	358,100	378,300	402,800					
	122	329,800	358,500	378,800	403,300					
	123	330,300	359,000	379,300	403,700					
	124	330,800	359,400	379,700	404,200					
	125	331,100	359,800	380,200	404,600					
	126		360,200	380,700						
	127		360,700	381,200						
	128		361,100	381,700						
	129		361,500	382,000						
	130		361,900	382,500						
	131		362,300	383,000						
	132		362,700	383,500						
133		362,900	383,800							
134		363,400	384,300							
135		363,800	384,700							
136		364,100	385,100							
137		364,400	385,400							
138		364,800	385,900							
139		365,300	386,400							
140		365,800	386,900							
141		366,100	387,200							
142		366,600								
143		367,100								
144		367,600								
145		367,900								
再任用職員		245,100	257,000	261,200	294,900	311,400	325,500	349,000	384,200	415,800

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,200	209,700	270,100	337,100	423,200
	2	166,700	211,400	272,600	339,300	425,000
	3	168,200	213,000	274,900	341,400	426,800
	4	169,700	214,700	277,200	343,400	428,500
	5	171,400	216,600	279,700	345,600	430,000
	6	173,300	218,200	282,100	347,500	431,500
	7	175,100	219,900	284,300	349,800	433,400
	8	176,900	221,500	286,500	352,100	435,300
	9	178,600	223,200	288,600	353,800	437,100
	10	180,700	225,100	290,900	355,900	438,900
	11	182,800	226,900	293,300	358,000	440,800
	12	184,800	228,700	295,400	360,100	442,600
	13	186,700	230,200	297,800	362,200	444,300
	14	188,900	232,200	299,800	364,200	446,200
	15	191,200	234,200	301,700	366,200	448,000
	16	193,500	236,200	303,700	368,200	449,900
	17	195,700	237,900	305,800	369,800	451,600
	18	198,300	240,600	308,200	371,700	453,400
	19	200,900	243,300	310,700	373,500	455,200
	20	203,400	246,000	313,400	375,500	457,000
再任用職員以外の職員	21	205,900	248,700	315,600	377,100	458,600
	22	207,600	251,600	318,000	379,000	460,300
	23	209,300	254,400	320,200	380,800	462,200
	24	211,000	257,100	322,800	382,700	463,900
	25	212,600	259,700	325,400	384,000	465,600
	26	214,100	262,200	327,700	385,800	467,200
	27	215,700	264,700	329,900	387,600	468,800
	28	217,200	267,000	332,000	389,500	470,300
	29	218,700	269,600	334,200	391,300	471,800
	30	220,400	272,000	335,900	393,200	473,100
	31	222,100	274,200	338,100	395,100	474,400
	32	223,800	276,400	340,300	397,100	475,700
	33	225,100	278,500	342,100	398,800	476,900
	34	226,900	280,700	344,200	400,500	477,600
	35	228,600	282,900	346,300	402,100	478,300
	36	230,300	284,800	348,300	403,900	479,000
	37	231,800	287,100	350,400	405,100	479,600
	38	233,600	289,000	352,500	406,600	
	39	235,400	290,900	354,700	408,000	
	40	237,200	292,900	356,800	409,400	
	41	239,000	294,600	358,700	411,100	
	42	240,800	296,900	360,800	412,500	
	43	242,600	299,200	362,700	413,800	
	44	244,300	301,700	364,800	415,300	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	245,600	303,700	366,600	416,900	
	46	247,200	306,100	368,600	418,200	
	47	248,500	308,300	370,500	419,700	
	48	249,700	310,900	372,500	421,300	
	49	251,100	313,200	374,100	423,000	
	50	252,600	315,600	375,900	424,400	
	51	253,800	317,900	377,800	426,000	
	52	255,300	320,100	379,800	427,500	
	53	256,400	322,300	381,600	429,200	
	54	257,600	324,300	383,400	430,700	
	55	259,000	326,400	385,200	432,300	
	56	260,000	328,600	386,900	433,900	
	57	261,300	330,500	388,400	435,400	
	58	262,300	332,600	390,000	436,900	
	59	263,400	334,700	391,700	438,100	
	60	264,600	336,700	393,400	439,300	
	61	265,900	338,800	394,600	440,500	
	62	266,900	340,900	396,000	441,800	
	63	268,300	343,100	397,400	443,100	
	64	269,400	345,300	398,700	444,300	
	65	270,700	347,000	400,100	445,500	
	66	272,100	349,200	401,300	446,700	
	67	273,500	351,200	402,700	447,900	
	68	275,100	353,400	404,100	449,100	
	69	276,500	355,200	405,400	450,300	
	70	277,800	357,100	406,700	451,500	
	71	279,100	359,100	408,100	452,700	
	72	280,400	361,100	409,400	453,900	
	73	281,500	362,700	410,700	455,000	
	74	282,700	364,600	412,100	455,600	
	75	284,100	366,400	413,500	456,100	
	76	285,300	368,300	414,800	456,600	
	77	286,500	370,100	416,000	457,100	
	78	287,700	371,800	417,200		
	79	288,900	373,500	418,500		
	80	290,100	375,100	419,900		
	81	291,200	376,600	421,200		
	82	292,400	378,100	422,400		
	83	293,600	379,600	423,400		
	84	294,800	381,000	424,600		
	85	295,800	382,100	425,800		
	86	296,900	383,500	427,000		
	87	297,900	384,900	428,200		
	88	299,100	386,200	429,200		
	89	300,200	387,500	430,300		
	90	301,300	388,800	431,300		
	91	302,500	390,000	432,300		
	92	303,700	391,300	433,300		

再任
用職
員以
外の
職員

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	93	304,200	392,600	434,200		
	94	305,200	393,700	435,000		
	95	306,300	395,000	435,800		
	96	307,500	396,200	436,600		
	97	308,500	397,600	437,400		
	98	309,600	398,600	437,800		
	99	310,600	399,700	438,200		
	100	311,700	400,700	438,600		
	101	312,600	401,600	439,000		
	102	313,700	402,600	439,300		
	103	314,800	403,700	439,600		
	104	315,800	404,800	439,900		
	105	316,400	405,500	440,200		
	106	317,300	406,400	440,500		
	107	318,100	407,300	440,800		
	108	318,900	408,200	441,000		
	109	319,800	409,000	441,200		
	110	320,200	409,900			
	111	320,600	410,700			
	112	321,100	411,500			
	113	321,700	412,100			
	114	322,100	412,800			
	115	322,600	413,500			
	116	323,100	414,200			
	117	323,700	414,800			
	118	324,200	415,300			
	119	324,600	415,700			
	120	325,100	416,100			
	121	325,600	416,500			
	122	326,000	416,800			
	123	326,500	417,100			
	124	327,000	417,300			
	125	327,600	417,500			
	126	327,900	417,800			
	127	328,200	418,100			
	128	328,500	418,300			
	129	328,700	418,500			
	130	329,000	418,800			
	131	329,300	419,100			
132	329,600	419,300				
133	329,800	419,500				
134	330,000	419,800				
135	330,200	420,100				
136	330,500	420,300				
137	330,800	420,500				
138	331,000	420,800				
139	331,300	421,100				
140	331,600	421,300				

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	141	331,800	421,500			
	142	332,000	421,800			
	143	332,300	422,100			
	144	332,500	422,300			
	145	332,800	422,500			
	146	333,000				
	147	333,300				
	148	333,600				
	149	333,800				
	150	334,000				
	151	334,300				
	152	334,600				
	153	334,800				
再任 用職 員		239,500	280,600	309,300	337,400	421,500

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,200	181,200	270,100	299,000	413,000
	2	166,700	183,300	272,600	301,600	414,500
	3	168,200	185,400	274,900	304,500	416,000
	4	169,700	187,600	277,200	306,900	417,500
	5	171,400	189,700	279,700	309,400	418,900
	6	173,300	191,900	282,100	311,700	420,300
	7	175,100	194,100	284,300	314,000	421,800
	8	176,900	196,300	286,500	316,400	423,400
	9	178,600	198,600	288,600	318,800	424,800
	10	180,700	201,400	290,900	321,200	426,200
	11	182,800	204,200	293,300	323,900	427,600
	12	184,800	206,900	295,400	326,800	428,900
	13	186,700	209,700	297,800	329,200	430,200
	14	188,900	211,400	299,800	331,100	431,600
	15	191,200	213,000	301,700	333,000	433,000
	16	193,500	214,700	303,700	335,100	434,400
	17	195,700	216,600	305,800	337,100	435,600
	18	198,300	218,200	308,200	339,300	436,900
	19	200,800	219,900	310,700	341,400	438,100
	20	203,400	221,500	313,400	343,400	439,400
	21	205,900	223,200	315,600	345,600	440,500
	22	207,600	225,100	318,000	347,500	441,700
	23	209,300	226,900	320,200	349,800	443,000
	24	211,000	228,700	322,800	352,100	444,300
	25	212,600	230,200	325,400	353,800	445,600
	26	214,000	232,200	327,700	355,600	446,800
	27	215,600	234,200	329,900	357,500	447,800
	28	217,100	236,200	332,000	359,400	448,900
	29	218,600	237,900	334,200	361,200	450,100
	30	220,300	240,600	335,900	363,000	450,900
	31	221,900	243,300	338,100	364,700	451,700
	32	223,600	246,000	340,300	366,600	452,600
	33	224,900	248,700	342,100	367,900	453,500
	34	226,600	251,600	344,200	369,600	454,000
	35	228,200	254,400	346,300	371,100	454,500
	36	229,800	257,100	348,300	372,900	455,000
	37	231,200	259,700	350,300	374,800	455,500
	38	232,900	262,200	352,200	376,300	
	39	234,600	264,700	354,200	377,600	
	40	236,300	267,000	356,100	379,200	
	41	238,000	269,600	357,600	380,300	
	42	239,800	272,000	359,400	381,700	
	43	241,600	274,200	361,000	383,100	
44	243,300	276,400	362,700	384,600		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	245,000	278,500	364,500	386,000	
	46	246,600	280,700	366,200	387,600	
	47	248,000	282,900	367,500	389,200	
	48	249,400	284,800	369,100	390,700	
	49	250,600	287,100	370,300	392,100	
	50	252,000	289,000	371,800	393,600	
	51	253,400	290,900	373,400	395,100	
	52	254,600	292,900	375,000	396,500	
	53	255,700	294,600	376,400	397,700	
	54	257,100	296,900	377,900	399,000	
	55	258,300	299,200	379,400	400,100	
	56	259,300	301,700	380,900	401,200	
	57	260,500	303,700	382,400	402,600	
	58	261,700	306,100	383,800	403,800	
	59	262,800	308,300	385,200	405,000	
	60	264,000	310,900	386,500	406,300	
	61	265,400	313,200	387,400	407,500	
	62	266,200	315,600	388,600	408,500	
	63	267,400	317,900	389,800	409,900	
	64	268,300	320,100	390,900	411,200	
	65	269,300	322,300	391,800	412,400	
	66	270,700	324,300	393,000	413,500	
	67	271,800	326,400	394,000	414,700	
	68	273,100	328,600	395,100	415,800	
	69	274,700	330,500	396,300	416,800	
	70	276,200	332,600	397,300	418,000	
	71	277,500	334,700	398,400	419,200	
	72	278,900	336,700	399,600	420,400	
	73	279,900	338,800	400,600	421,000	
	74	280,900	340,900	401,700	421,800	
	75	282,200	343,100	402,800	422,500	
	76	283,400	345,300	403,900	423,000	
	77	284,600	347,000	404,800	423,300	
	78	285,700	348,900	405,700	423,700	
	79	286,900	350,600	406,700	424,100	
	80	288,100	352,400	407,700	424,500	
	81	289,300	354,200	408,500	424,800	
	82	290,200	356,000	409,300	425,200	
	83	291,400	357,400	410,000	425,600	
	84	292,600	359,200	410,800	425,900	
	85	293,500	360,400	411,500	426,200	
	86	294,400	362,000	412,300	426,600	
	87	295,100	363,500	413,000	427,000	
	88	296,100	365,000	413,700	427,300	
	89	297,100	366,300	414,300	427,600	
	90	298,000	367,600	415,000	427,900	
	91	298,900	369,000	415,500	428,200	
92	299,700	370,400	416,200	428,400		

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	300,000	371,900	416,600	428,600	
	94	300,700	373,200	417,000		
	95	301,400	374,500	417,300		
	96	302,200	375,700	417,600		
	97	303,000	376,700	417,900		
	98	303,800	377,700	418,200		
	99	304,600	378,700	418,500		
	100	305,300	379,700	418,700		
	101	306,200	380,600	418,900		
	102	306,700	381,600	419,200		
	103	307,200	382,600	419,500		
	104	307,700	383,600	419,700		
	105	307,900	384,400	419,900		
	106	308,300	385,300	420,200		
	107	308,600	386,200	420,500		
	108	308,800	387,200	420,700		
	109	309,000	388,000	420,900		
	110	309,200	389,000			
	111	309,500	390,000			
	112	309,800	391,000			
	113	310,000	391,600			
	114	310,200	392,500			
	115	310,400	393,400			
	116	310,700	394,300			
	117	311,000	395,100			
	118	311,300	395,800			
	119	311,600	396,600			
	120	311,900	397,400			
	121	312,100	398,000			
	122	312,300	398,800			
	123	312,500	399,500			
	124	312,800	400,200			
	125	313,100	400,800			
	126		401,500			
	127		402,000			
	128		402,600			
	129		403,300			
	130		403,900			
	131		404,400			
132		404,900				
133		405,200				
134		405,500				
135		405,800				
136		406,100				
137		406,400				
138		406,700				
139		407,000				
140		407,300				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		407,600			
	142		407,900			
	143		408,200			
	144		408,500			
	145		408,700			
	146		409,000			
	147		409,300			
	148		409,500			
	149		409,700			
	150		410,000			
	151		410,300			
	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
157		411,700				
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,200	181,200	270,100	299,000	413,000
	2	166,700	183,300	272,600	301,600	414,500
	3	168,200	185,400	274,900	304,500	416,000
	4	169,700	187,600	277,200	306,900	417,500
	5	171,400	189,700	279,700	309,400	418,900
	6	173,300	191,900	282,100	311,700	420,300
	7	175,100	194,100	284,300	314,000	421,800
	8	176,900	196,300	286,500	316,400	423,400
	9	178,600	198,600	288,600	318,800	424,800
	10	180,700	201,400	290,900	321,200	426,200
	11	182,800	204,200	293,300	323,900	427,600
	12	184,800	206,900	295,400	326,800	428,900
	13	186,700	209,700	297,800	329,200	430,200
	14	188,900	211,400	299,800	331,100	431,600
	15	191,200	213,000	301,700	333,000	433,000
	16	193,500	214,700	303,700	335,100	434,400
	17	195,700	216,600	305,800	337,100	435,600
	18	198,300	218,200	308,200	339,300	436,900
	19	200,800	219,900	310,700	341,400	438,100
	20	203,400	221,500	313,400	343,400	439,400
	21	205,900	223,200	315,600	345,600	440,500
	22	207,600	225,100	318,000	347,500	441,700
	23	209,300	226,900	320,200	349,800	443,000
	24	211,000	228,700	322,800	352,100	444,300
	25	212,600	230,200	325,400	353,800	445,600
	26	214,000	232,200	327,700	355,600	446,800
	27	215,600	234,200	329,900	357,500	447,800
	28	217,100	236,200	332,000	359,400	448,900
	29	218,600	237,900	334,200	361,200	450,100
	30	220,300	240,600	335,900	363,000	450,900
	31	221,900	243,300	338,100	364,700	451,700
	32	223,600	246,000	340,300	366,600	452,600
	33	224,900	248,700	342,100	367,900	453,500
	34	226,600	251,600	344,200	369,600	454,000
	35	228,200	254,400	346,300	371,100	454,500
	36	229,800	257,100	348,300	372,900	455,000
	37	231,200	259,700	350,300	374,800	455,500
	38	232,900	262,200	352,200	376,300	
	39	234,600	264,700	354,200	377,600	
	40	236,300	267,000	356,100	379,200	
	41	238,000	269,600	357,600	380,300	
	42	239,800	272,000	359,400	381,700	
	43	241,600	274,200	361,000	383,100	
44	243,300	276,400	362,700	384,600		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	245,000	278,500	364,500	386,000	
	46	246,600	280,700	366,200	387,600	
	47	248,000	282,900	367,500	389,200	
	48	249,400	284,800	369,100	390,700	
	49	250,600	287,100	370,300	392,100	
	50	252,000	289,000	371,800	393,600	
	51	253,400	290,900	373,400	395,100	
	52	254,600	292,900	375,000	396,500	
	53	255,700	294,600	376,400	397,700	
	54	257,100	296,900	377,900	399,000	
	55	258,300	299,200	379,400	400,100	
	56	259,300	301,700	380,900	401,200	
	57	260,500	303,700	382,400	402,600	
	58	261,700	306,100	383,800	403,800	
	59	262,800	308,300	385,200	405,000	
	60	264,000	310,900	386,500	406,300	
	61	265,400	313,200	387,400	407,500	
	62	266,200	315,600	388,600	408,500	
	63	267,400	317,900	389,800	409,900	
	64	268,300	320,100	390,900	411,200	
	65	269,300	322,300	391,800	412,400	
	66	270,700	324,300	393,000	413,500	
	67	271,800	326,400	394,000	414,700	
	68	273,100	328,600	395,100	415,800	
	69	274,700	330,500	396,300	416,800	
	70	276,200	332,600	397,300	418,000	
	71	277,500	334,700	398,400	419,200	
	72	278,900	336,700	399,600	420,400	
	73	279,900	338,800	400,600	421,000	
	74	280,900	340,900	401,700	421,800	
	75	282,200	343,100	402,800	422,500	
	76	283,400	345,300	403,900	423,000	
	77	284,600	347,000	404,800	423,300	
	78	285,700	348,900	405,700	423,700	
	79	286,900	350,600	406,700	424,100	
	80	288,100	352,400	407,700	424,500	
	81	289,300	354,200	408,500	424,800	
	82	290,200	356,000	409,300	425,200	
	83	291,400	357,400	410,000	425,600	
	84	292,600	359,200	410,800	425,900	
	85	293,500	360,400	411,500	426,200	
	86	294,400	362,000	412,300	426,600	
	87	295,100	363,500	413,000	427,000	
	88	296,100	365,000	413,700	427,300	
	89	297,100	366,300	414,300	427,600	
	90	298,000	367,600	415,000	427,900	
	91	298,900	369,000	415,500	428,200	
	92	299,700	370,400	416,200	428,400	

再任
用職
員以
外の
職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	300,000	371,900	416,600	428,600	
	94	300,700	373,200	417,000		
	95	301,400	374,500	417,300		
	96	302,200	375,700	417,600		
	97	303,000	376,700	417,900		
	98	303,800	377,700	418,200		
	99	304,600	378,700	418,500		
	100	305,300	379,700	418,700		
	101	306,200	380,600	418,900		
	102	306,700	381,600	419,200		
	103	307,200	382,600	419,500		
	104	307,700	383,600	419,700		
	105	307,900	384,400	419,900		
	106	308,300	385,300	420,200		
	107	308,600	386,200	420,500		
	108	308,800	387,200	420,700		
	109	309,000	388,000	420,900		
	110	309,200	389,000			
	111	309,500	390,000			
	112	309,800	391,000			
	113	310,000	391,600			
	114	310,200	392,500			
	115	310,400	393,400			
	116	310,700	394,300			
	117	311,000	395,100			
	118	311,300	395,800			
	119	311,600	396,600			
	120	311,900	397,400			
	121	312,100	398,000			
	122	312,300	398,800			
	123	312,500	399,500			
	124	312,800	400,200			
	125	313,100	400,800			
	126		401,500			
	127		402,000			
	128		402,600			
	129		403,300			
130		403,900				
131		404,400				
132		404,900				
133		405,200				
134		405,500				
135		405,800				
136		406,100				
137		406,400				
138		406,700				
139		407,000				
140		407,300				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		407,600			
	142		407,900			
	143		408,200			
	144		408,500			
	145		408,700			
	146		409,000			
	147		409,300			
	148		409,500			
	149		409,700			
	150		410,000			
	151		410,300			
	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
157		411,700				
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,300	201,200	286,800	337,400	394,100
	2	152,400	203,900	289,200	339,600	397,000
	3	153,600	206,300	291,600	341,600	399,600
	4	154,700	208,700	293,900	343,500	402,400
	5	155,900	211,200	296,200	345,300	404,500
	6	157,200	213,500	298,300	347,100	407,200
	7	158,500	215,700	300,300	349,200	409,900
	8	159,800	217,900	302,300	351,200	412,600
	9	160,800	220,000	304,400	352,900	415,100
	10	162,600	222,300	306,900	354,900	417,700
	11	164,200	224,800	309,500	357,000	420,400
	12	165,800	227,100	312,300	358,900	423,200
	13	167,200	229,000	314,400	360,900	425,800
	14	169,200	231,400	316,800	362,800	428,500
	15	171,100	233,800	319,200	364,600	431,300
	16	173,100	236,200	321,900	366,500	434,000
	17	174,800	238,300	324,500	368,200	436,500
	18	177,000	241,100	326,700	370,100	439,100
	19	179,300	244,000	328,700	371,800	441,600
	20	181,400	246,800	330,700	373,800	444,200
	21	183,500	249,200	332,900	375,300	446,700
	22	185,900	251,800	334,600	377,300	449,300
	23	188,300	254,200	336,600	379,000	451,900
	24	190,600	256,900	338,600	380,900	454,400
	25	192,700	259,600	340,500	382,300	456,600
	26	195,000	262,000	342,400	384,000	458,900
	27	197,100	264,300	344,200	385,900	461,400
	28	199,200	266,500	346,000	387,800	463,900
	29	201,300	269,100	347,900	389,500	466,400
	30	202,900	271,300	349,600	391,400	468,900
	31	204,700	273,200	351,100	393,300	471,400
	32	206,400	275,300	352,800	395,200	473,900
	33	208,100	277,000	354,000	396,800	476,200
	34	210,000	279,000	355,400	398,600	478,600
	35	211,900	281,100	356,700	400,200	481,000
	36	213,700	282,900	358,200	402,000	483,500
	37	215,200	284,800	359,400	403,200	485,900
	38	217,100	286,100	360,800	404,700	488,400
	39	219,000	287,300	362,000	406,100	490,800
	40	220,900	288,800	363,400	407,500	493,300
	41	222,600	290,200	364,100	408,900	495,600
	42	224,500	291,000	365,200	410,200	497,800
	43	226,400	292,000	366,400	411,700	500,000
	44	228,300	293,000	367,500	413,300	502,200
	45	229,900	293,700	368,600	414,700	503,900
	46	231,700	294,800	369,800	415,900	505,400
	47	233,400	295,900	371,100	417,500	507,000
48	235,200	297,000	372,200	419,100	508,500	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	49	236,900	298,300	373,300	420,400	510,200
	50	238,700	299,500	374,600	421,800	511,600
	51	240,400	300,500	375,900	423,300	513,000
	52	242,100	301,400	377,200	424,700	514,500
	53	243,500	302,600	377,900	426,100	515,600
	54	245,300	303,600	378,900	427,500	516,800
	55	246,900	304,900	379,800	428,900	518,000
	56	248,500	306,000	380,800	430,300	519,200
	57	249,700	306,800	381,600	431,400	520,100
	58	250,900	307,900	382,400	432,700	521,100
	59	251,900	309,100	383,100	434,100	522,100
	60	252,800	310,200	383,800	435,400	523,100
	61	253,800	311,100	384,400	436,200	524,200
	62	254,900	312,200	385,100	437,100	525,100
	63	255,800	313,300	386,000	438,100	525,800
	64	256,900	314,400	386,900	439,000	526,500
	65	258,100	315,200	387,500	439,900	527,300
	66	259,000	316,300	388,300	440,700	528,100
	67	260,100	317,200	389,100	441,300	528,900
	68	261,000	318,200	389,900	442,100	529,700
	69	261,900	319,200	390,500	442,500	530,400
	70	263,200	320,200	391,200	443,100	531,200
	71	264,500	321,300	391,900	443,600	532,000
	72	265,700	322,400	392,600	444,100	532,800
	73	267,100	322,900	393,300	444,600	533,500
	74	268,500	323,900	393,900		
	75	269,700	325,000	394,500		
	76	270,700	326,100	395,200		
	77	271,800	327,200	395,900		
	78	272,900	328,200	396,500		
79	274,200	329,100	397,100			
80	275,300	330,000	397,700			
81	276,500	331,100	398,300			
82	277,800	331,900	398,900			
83	279,100	332,600	399,500			
84	280,300	333,400	400,100			
85	281,400	333,900	400,600			
86	282,500	334,400	401,100			
87	283,800	334,900	401,600			
88	285,000	335,400	402,300			
89	285,800	335,700	402,700			
90	287,000	336,200				
91	288,000	336,700				
92	289,200	337,200				
93	290,100	337,500				
94	291,100	337,900				
95	292,100	338,400				
96	293,100	338,900				

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	97	293,400	339,400			
	98	294,300	339,900			
	99	295,000	340,400			
	100	295,900	340,900			
	101	296,800	341,400			
	102	297,500	341,900			
	103	298,200	342,400			
	104	298,900	342,900			
	105	299,600	343,400			
	106	300,100	343,800			
	107	300,600	344,300			
	108	301,100	344,700			
	109	301,300	345,200			
	110	301,700	345,600			
	111	302,000	346,100			
	112	302,300	346,500			
	113	302,600	347,000			
	114	302,900	347,400			
	115	303,200	347,900			
	116	303,500	348,300			
	117	303,800	348,800			
118	304,200	349,200				
119	304,500	349,600				
120	304,900	350,000				
121	305,200	350,400				
再任 用職 員		221,100	264,000	288,800	331,200	389,700

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	255,800	340,300	403,200	475,400
	2	258,300	343,300	405,900	477,700
	3	260,800	346,100	408,300	479,900
	4	263,300	348,900	410,800	482,200
	5	265,400	351,600	413,200	484,400
	6	269,200	354,700	415,600	486,600
	7	273,000	357,700	418,300	488,800
	8	276,700	360,700	421,000	491,000
	9	280,300	363,500	423,200	493,000
	10	284,300	366,100	425,900	495,100
	11	288,300	369,100	428,500	497,200
	12	292,200	372,200	431,200	499,300
	13	295,900	375,100	433,600	501,400
	14	299,900	378,500	436,100	503,500
	15	303,800	381,400	438,500	505,600
	16	307,600	384,900	441,000	507,700
	17	311,300	388,500	443,000	509,800
	18	314,900	391,000	445,400	511,800
	19	318,400	393,300	447,700	513,800
	20	322,000	395,700	450,100	515,800
	21	325,400	398,300	451,600	517,600
	22	329,000	400,600	454,000	519,400
	23	332,400	403,100	456,300	521,300
	24	335,600	405,500	458,600	523,200
	25	339,100	407,500	460,600	524,900
	26	341,700	409,800	462,900	526,700
	27	344,300	412,000	465,100	528,500
	28	346,900	414,300	467,400	530,300
	29	349,500	416,600	469,500	531,900
	30	351,300	418,700	471,800	533,700
	31	353,400	420,700	474,100	535,500
	32	355,700	422,800	476,300	537,300
	33	357,900	424,700	478,300	538,900
	34	360,100	426,500	480,400	540,700
	35	362,100	428,300	482,500	542,400
	36	364,300	430,300	484,600	544,200
	37	366,500	432,200	486,700	545,800
	38	368,800	434,200	488,500	547,400
	39	370,800	436,100	490,300	548,800
	40	372,600	438,100	492,100	550,400
	41	374,700	439,900	493,800	551,900
	42	375,900	441,700	495,600	553,300
	43	377,300	443,400	497,400	554,700
	44	378,700	445,200	499,200	556,100
	45	379,900	447,000	500,800	557,300
	46	381,300	448,800	502,500	558,300
	47	382,800	450,600	504,300	559,300
	48	384,300	452,300	506,100	560,300
	49	385,400	454,100	507,700	561,400
	50	386,400	455,800	509,000	562,300
	51	387,400	457,600	510,300	563,200
	52	388,200	459,400	511,600	564,100

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	53	389,100	461,300	512,600	565,000
	54	390,000	462,500	513,900	565,900
	55	390,700	463,700	515,200	566,800
	56	391,600	464,900	516,500	567,700
	57	392,300	466,100	517,500	568,600
	58	393,200	467,100	518,300	569,500
	59	394,000	468,100	519,100	570,400
	60	394,800	469,100	519,900	571,300
	61	395,300	469,900	520,800	572,200
	62	395,800	470,600	521,600	573,100
	63	396,200	471,300	522,500	574,000
	64	396,700	472,000	523,300	574,900
	65	397,000	472,700	524,200	575,800
	66		473,400	525,100	
	67		474,100	526,000	
	68		474,700	526,900	
	69		475,000	527,800	
	70		475,700	528,700	
	71		476,400	529,600	
	72		477,100	530,500	
	73		477,500	531,300	
	74		478,100	532,200	
	75		478,800	533,100	
	76		479,500	534,000	
77		479,900	534,800		
78		480,500	535,700		
79		481,100	536,600		
80		481,600	537,500		
81		482,200	538,300		
82		482,700	539,200		
83		483,200	540,100		
84		483,700	541,000		
85		484,100	541,800		
86		484,700	542,700		
87		485,300	543,600		
88		485,900	544,500		
89		486,400	545,300		
90		487,000			
91		487,600			
92		488,200			
93		488,700			
94		489,300			
95		489,900			
96		490,500			
97		491,000			
再任用職員		298,100	340,500	394,900	467,900

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	156,900	194,700	229,700	256,400	290,900	337,200	381,300	447,400
	2	158,300	196,300	231,300	257,800	292,800	339,200	384,000	450,000
	3	159,700	197,900	232,900	259,300	294,900	341,400	386,600	452,500
	4	161,100	199,600	234,500	260,900	296,900	343,600	389,300	455,100
	5	162,300	201,100	236,000	262,100	299,000	345,400	391,700	457,500
	6	164,100	202,600	237,600	263,600	301,100	347,600	394,400	460,000
	7	165,900	204,200	239,200	265,000	303,000	349,600	397,000	462,500
	8	167,500	205,700	240,800	266,300	305,000	351,800	399,700	465,000
	9	169,100	207,200	241,900	267,600	307,000	353,600	401,800	467,400
	10	170,800	208,900	243,600	268,900	309,000	355,700	404,100	469,800
	11	172,500	210,500	245,100	270,200	311,100	357,800	406,300	472,400
	12	174,300	212,200	246,500	271,500	313,300	359,900	408,500	474,800
	13	175,800	213,500	248,000	272,900	315,300	361,400	410,600	477,300
	14	177,700	215,100	249,600	274,200	317,200	363,400	412,600	478,800
	15	179,700	216,700	251,100	276,000	319,300	365,300	414,600	480,100
	16	181,600	218,300	252,700	277,500	321,300	367,300	416,700	481,400
	17	183,600	219,500	253,500	279,100	323,300	369,100	418,500	482,600
	18	185,400	221,100	255,000	280,800	325,300	371,100	420,500	483,900
	19	187,200	222,800	256,400	282,500	327,400	373,100	422,400	485,200
	20	189,100	224,400	257,800	284,100	329,500	375,100	424,500	486,500
	21	191,000	225,900	259,300	285,900	331,300	376,900	426,300	487,700
	22	192,500	227,400	260,600	287,700	333,300	378,900	427,900	489,100
	23	194,000	228,900	261,900	289,300	335,100	381,000	429,500	490,500
	24	195,500	230,400	263,300	291,000	337,100	383,100	431,000	491,700
	25	197,200	231,800	264,700	292,700	338,800	384,500	432,500	493,100
	26	198,500	233,300	265,900	294,400	340,700	386,300	433,800	494,400
	27	200,000	234,700	267,400	296,300	342,700	388,100	435,100	495,800
	28	201,400	236,100	269,000	298,100	344,700	389,800	436,400	497,200
	29	202,800	237,400	270,600	299,800	346,000	391,600	437,700	498,600
	30	204,000	239,100	272,200	301,600	347,800	393,100	438,900	499,700
	31	205,300	240,600	273,700	303,400	349,500	394,700	440,100	500,800
	32	206,600	242,200	275,200	305,300	351,300	396,400	441,200	501,900
	33	207,800	243,300	276,600	307,000	353,000	397,700	442,400	503,000
	34	209,200	244,800	278,300	308,700	354,800	399,000	443,600	503,900
	35	210,500	246,200	279,900	310,500	356,700	400,300	444,800	504,800
	36	211,800	247,700	281,500	312,300	358,500	401,500	446,000	505,700
	37	212,900	249,000	282,900	313,600	360,300	402,600	447,300	506,700
	38	214,200	250,600	284,400	315,300	362,000	403,800	448,100	
	39	215,400	252,000	286,100	316,800	363,600	404,900	448,500	
	40	216,600	253,500	287,700	318,400	365,300	406,000	449,200	
	41	217,700	254,900	289,200	320,100	366,500	406,800	449,700	
	42	218,800	255,900	290,900	321,800	367,600	407,600	450,100	
	43	219,900	257,300	292,600	323,400	368,800	408,400	450,500	
	44	221,000	258,700	294,300	325,100	370,000	409,200	450,900	
	45	222,100	260,000	295,900	326,000	371,200	409,600	451,300	
	46	223,100	261,400	297,600	327,400	372,000	410,200	451,700	
	47	224,000	262,600	299,300	328,900	373,200	410,700	452,100	
	48	225,000	263,800	300,900	330,500	374,300	411,100	452,400	
	49	225,900	265,400	302,100	331,900	375,300	411,500	452,700	
	50	226,900	266,800	303,700	333,200	376,300	411,800	453,100	
	51	227,800	267,900	305,000	334,400	377,300	412,100	453,400	
	52	228,800	269,100	306,600	335,700	378,300	412,400	453,700	
	53	229,000	270,100	307,900	336,800	379,100	412,700	454,000	
	54	229,800	271,400	309,400	337,800	379,900	413,000		
	55	230,500	272,800	310,800	338,900	380,800	413,300		
	56	231,300	274,100	312,300	339,900	381,700	413,600		

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	57	232,100	275,000	313,300	340,400	382,200	413,900		
	58	233,000	276,300	314,500	341,300	383,000	414,200		
	59	233,700	277,600	315,700	342,100	383,800	414,500		
	60	234,400	278,900	317,100	343,000	384,600	414,900		
	61	235,300	279,900	318,400	343,800	385,000	415,100		
	62	236,000	281,100	319,600	344,100	385,700	415,400		
	63	236,800	282,400	320,900	344,700	386,400	415,700		
	64	237,700	283,700	322,100	345,400	387,100	416,000		
	65	238,300	284,600	323,500	346,000	387,500	416,200		
	66	238,900	285,700	324,300	346,700	388,100			
	67	239,500	286,600	325,100	347,400	388,800			
	68	240,200	287,700	325,900	348,100	389,400			
	69	240,900	288,700	326,500	348,800	389,800			
	70	241,400	289,800	327,200	349,300	390,300			
	71	241,900	290,900	327,900	349,900	390,800			
	72	242,400	292,000	328,500	350,500	391,300			
	73	242,900	292,600	329,200	350,800	391,900			
	74	243,600	293,300	329,400	351,400	392,400			
	75	244,400	293,900	330,000	351,900	393,000			
	76	245,100	294,700	330,600	352,500	393,600			
	77	245,500	295,500	331,200	353,000	394,100			
	78	246,100	296,100	331,700	353,500	394,600			
	79	246,700	296,700	332,200	354,000	395,100			
	80	247,300	297,300	332,700	354,400	395,600			
	81	247,600	298,000	333,300	354,700	395,900			
	82	248,000	298,500	333,800	355,000	396,400			
	83	248,400	298,900	334,200	355,400	396,800			
	84	248,700	299,300	334,700	355,700	397,200			
	85	249,000	299,500	335,200	356,200	397,600			
	86		299,700	335,600	356,500				
	87		299,900	335,800	356,800				
	88		300,100	336,200	357,100				
	89		300,500	336,600	357,500				
	90		300,700	337,000	357,800				
	91		300,900	337,400	358,200				
	92		301,100	337,800	358,500				
	93		301,500	338,100	358,900				
	94		301,700	338,300	359,200				
	95		301,900	338,700	359,500				
	96		302,200	339,000	359,800				
	97		302,600	339,200	360,100				
	98		302,900	339,500	360,500				
	99		303,100	339,800	360,900				
	100		303,400	340,100	361,300				
	101		303,700	340,300	361,800				
	102		303,900	340,600	362,200				
	103		304,100	341,000	362,600				
	104		304,400	341,200	363,000				
	105		304,700	341,400	363,500				
	106			341,600					
107			342,000						
108			342,200						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	109	円	円	円	円	円	円	円	円
	110			342,400					
	111			342,800					
	112			343,200					
	113			343,600					
再任用職員		192,400	219,400	251,800	265,400	291,900	332,800	375,000	436,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,600	198,100	245,500	267,900	292,500	336,200	380,200
	2	172,000	200,200	247,300	268,900	294,100	338,300	382,800
	3	173,500	202,300	249,100	269,800	295,600	340,300	385,500
	4	175,000	204,300	250,800	270,900	297,400	342,500	388,100
	5	176,400	206,500	252,200	271,400	299,100	344,500	390,300
	6	177,900	208,800	253,500	272,400	300,900	346,600	392,700
	7	179,400	211,100	254,600	273,200	302,600	348,700	395,000
	8	180,900	213,300	255,900	274,100	304,300	350,800	397,300
	9	182,200	215,700	256,900	275,200	306,200	352,300	399,300
	10	183,900	217,100	257,900	275,900	307,900	354,300	401,400
	11	185,500	218,500	258,800	277,000	309,700	356,200	403,600
	12	187,000	219,700	259,700	278,200	311,600	358,200	405,900
	13	188,500	220,900	260,900	279,500	313,100	360,100	407,800
	14	190,500	222,300	262,000	280,600	314,700	362,200	409,800
	15	192,500	223,800	262,800	281,800	316,500	364,300	412,000
	16	194,500	225,000	263,800	283,200	318,300	366,300	414,200
	17	196,700	226,300	264,300	284,500	320,000	368,300	416,200
	18	198,800	227,800	265,200	285,800	321,600	370,300	418,400
	19	200,900	229,200	266,200	286,800	323,300	372,400	420,600
	20	203,000	230,600	267,000	288,000	325,000	374,500	422,700
	21	205,100	231,700	267,900	289,600	326,400	376,200	424,600
	22	207,300	233,400	268,800	291,200	327,900	378,300	426,500
	23	209,500	235,100	269,700	292,500	329,400	380,400	428,300
	24	211,700	236,700	270,700	293,800	330,900	382,400	430,200
	25	213,700	238,000	271,900	295,100	332,300	384,400	431,900
	26	215,000	239,700	272,800	296,700	333,700	386,000	433,500
	27	216,100	241,400	274,000	298,500	335,200	387,900	435,200
	28	217,300	243,100	275,200	300,200	336,800	389,800	436,800
	29	218,500	244,600	276,400	301,500	337,900	391,600	438,100
	30	219,600	246,000	277,800	303,100	339,400	393,300	439,400
	31	220,900	247,300	279,300	304,700	340,800	395,200	441,000
	32	222,100	248,400	280,600	306,400	342,300	397,000	442,500
	33	223,300	249,600	282,200	307,800	344,000	398,700	444,200
	34	224,600	250,700	283,600	309,300	345,500	400,400	445,800
	35	225,900	251,600	284,800	310,900	347,100	402,200	447,200
	36	227,200	252,700	286,000	312,500	348,600	403,900	448,600
	37	228,100	253,600	287,600	313,800	350,400	405,500	449,700
	38	229,500	254,700	288,800	315,200	352,000	407,200	451,000
	39	230,700	255,600	290,300	316,600	353,500	409,000	452,300
	40	232,000	256,700	291,700	318,200	355,100	410,800	453,700
	41	232,900	257,100	293,000	319,700	356,400	412,300	454,700
	42	234,300	258,000	294,500	321,100	357,900	413,800	455,400
	43	235,700	258,900	296,000	322,500	359,400	415,300	456,200
	44	237,100	259,600	297,600	324,000	360,800	416,600	456,800
	45	238,300	260,400	298,900	324,800	362,500	417,700	457,700
	46	239,700	261,300	300,300	326,200	363,500	418,800	458,400
	47	241,000	262,200	301,800	327,600	365,000	419,900	459,200
	48	242,300	263,200	303,300	329,100	366,300	421,100	460,000
	49	243,300	264,200	304,400	330,200	367,800	422,400	460,700
	50	244,400	265,200	305,700	331,600	369,200	423,500	461,400
	51	245,400	266,400	306,900	332,900	370,500	424,700	462,100
	52	246,500	267,600	308,300	334,200	371,900	425,800	462,900
	53	247,400	268,700	309,700	335,600	373,500	427,000	463,700
	54	248,500	270,100	311,000	337,000	374,700	428,000	464,500
	55	249,400	271,400	312,400	338,400	375,800	429,100	465,200
56	250,400	272,700	313,800	339,700	377,000	430,200	465,900	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	251,100	274,200	314,600	340,600	378,200	431,300	466,700
	58	252,100	275,700	315,800	341,900	379,100	431,800	
	59	252,800	277,100	317,000	343,100	380,100	432,400	
	60	253,600	278,500	318,400	344,400	381,100	432,800	
	61	254,400	279,900	319,500	345,500	381,800	433,400	
	62	255,400	281,200	320,800	346,400	382,600	433,900	
	63	256,200	282,700	322,100	347,600	383,400	434,300	
	64	257,200	284,000	323,300	348,900	384,200	434,800	
	65	258,100	285,400	324,600	350,000	385,000	435,400	
	66	258,900	286,900	325,900	351,200	385,700	435,800	
	67	260,000	288,400	327,200	352,400	386,500	436,100	
	68	260,900	289,900	328,500	353,500	387,200	436,400	
	69	261,700	291,000	329,200	354,500	387,900	436,800	
	70	262,700	292,500	330,300	355,500	388,500		
	71	263,600	294,000	331,400	356,600	389,200		
	72	264,600	295,400	332,300	357,700	389,800		
	73	266,000	296,400	333,600	358,600	390,600		
	74	267,300	297,800	334,300	359,700	391,100		
	75	268,400	299,000	335,400	360,800	391,700		
	76	269,500	300,300	336,600	361,900	392,200		
	77	270,500	301,700	337,700	362,700	392,600		
	78	271,500	303,000	338,900	363,500	393,200		
	79	272,800	304,200	340,000	364,300	393,700		
	80	274,000	305,500	341,200	365,000	394,000		
	81	274,900	306,000	342,300	365,700	394,300		
	82	275,900	307,200	343,400	366,200	394,800		
	83	277,000	308,300	344,400	366,800	395,200		
	84	278,100	309,500	345,500	367,300	395,500		
	85	278,900	310,600	346,400	368,000	395,800		
	86	279,800	311,800	347,400	368,500	396,300		
	87	280,900	313,000	348,300	369,100	396,800		
	88	282,000	314,100	349,300	369,600	397,200		
	89	282,800	315,400	350,300	370,100	397,500		
	90	283,700	316,600	351,100	370,500	397,900		
	91	284,500	317,800	351,900	371,100	398,400		
	92	285,500	319,000	352,700	371,600	398,800		
	93	286,400	319,800	353,400	372,000	399,200		
	94	287,400	320,500	354,000	372,500			
	95	288,300	321,200	354,700	372,900			
	96	289,300	321,800	355,300	373,200			
	97	289,900	322,500	355,800	373,900			
	98	290,700	322,800	356,200	374,400			
	99	291,300	323,400	356,700	374,900			
	100	292,200	324,100	357,100	375,400			
	101	293,000	324,500	357,600	376,100			
	102	293,800	325,100	358,000	376,600			
	103	294,600	325,700	358,500	377,100			
	104	295,400	326,300	358,900	377,500			
	105	296,100	326,700	359,300	378,200			
	106	296,600	327,200	359,800	378,700			
	107	297,100	327,700	360,200	379,200			
	108	297,600	328,200	360,500	379,700			
	109	297,800	328,600	361,100	380,400			
	110	298,100	329,000	361,600	380,800			
	111	298,300	329,300	362,100	381,300			
	112	298,700	329,600	362,600	381,800			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	113	299,000	330,000	363,200	382,500			
	114	299,200	330,400	363,700				
	115	299,600	330,800	364,200				
	116	299,900	331,100	364,600				
	117	300,200	331,300	365,100				
	118	300,500	331,600	365,500				
	119	300,800	332,000	366,000				
	120	301,200	332,200	366,500				
	121	301,500	332,400	367,000				
	122	301,900	332,700	367,500				
	123	302,200	333,000	368,000				
	124	302,600	333,300	368,500				
	125	302,800	333,500	368,900				
	126	303,000	333,800					
	127	303,300	334,200					
	128	303,700	334,400					
	129	303,900	334,600					
	130	304,200	334,800					
	131	304,600	335,200					
	132	305,000	335,400					
	133	305,200	335,700					
	134	305,500	336,100					
	135	305,900	336,500					
	136	306,200	336,900					
	137	306,400	337,200					
	138	306,700	337,600					
	139	307,100	338,000					
	140	307,400	338,400					
	141	307,600	338,700					
	142	308,000	339,100					
	143	308,400	339,400					
	144	308,700	339,800					
	145	308,900	340,100					
	146	309,100	340,500					
147	309,400	340,900						
148	309,800	341,300						
149	310,000	341,600						
150	310,200	342,000						
151	310,500	342,400						
152	310,800	342,800						
153	311,200	343,100						
154	311,400							
155	311,600							
156	311,900							
157	312,200							
158	312,500							
159	312,800							
160	313,100							
161	313,500							
162	313,800							
163	314,100							
164	314,400							
165	314,800							
166	315,100							
167	315,400							
168	315,700							
169	316,100							
再任職員		239,000	260,700	267,900	278,100	294,400	332,100	376,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	382,000
2	429,000
3	479,000
4	540,000
5	615,000
6	717,000
7	837,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	404,000
2	463,000
3	523,000
4	603,000
5	700,000
6	798,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	338,000
2	374,000
3	401,000

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

平成31年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	36
第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	37
第16表 民間における初任給の改定状況	55
第17表 民間における給与改定の状況	55
第18表 民間における定期昇給制度の内容	56
第19表 民間における定期昇給の実施状況	56
第20表 民間における家族手当の支給状況	57
第21表 民間における住宅手当の支給状況	57
第22表 民間における特別給の支給状況	58
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	58
第24表 民間における定年制の状況	59
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	59
第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	59

3 生計費関係

平成31年4月の標準生計費算定方法	60
第27表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	61
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	61

4 労働経済関係

第28表 労働経済指標	62
-------------	----

1 職員給与関係

平成31年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

平成31年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成27年4月1日の給料表の切替え等に伴う差額（経過措置額）を含む。）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当（月額）
- サ 特勤手当及び特勤手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

給料表		区分	計	性別		学歴別			
				男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人	19,446	11,936	7,510	16,529	722	2,189	6
	構成比	%	100.0	61.4	38.6	85.0	3.7	11.3	0.0
行政職	職員数	人	4,865	3,351	1,514	3,504	321	1,035	5
	構成比	%	25.0	68.9	31.1	72.0	6.6	21.3	0.1
公安職	職員数	人	3,568	3,186	382	2,320	167	1,080	1
	構成比	%	18.3	89.3	10.7	65.0	4.7	30.3	0.0
教育職(一)	職員数	人	3,936	2,263	1,673	3,787	75	74	-
	構成比	%	20.2	57.5	42.5	96.2	1.9	1.9	-
教育職(二)	職員数	人	58	33	25	57	1	-	-
	構成比	%	0.3	56.9	43.1	98.3	1.7	-	-
小中教育職	職員数	人	6,527	2,834	3,693	6,396	131	-	-
	構成比	%	33.6	43.4	56.6	98.0	2.0	-	-
研究職	職員数	人	217	176	41	215	2	-	-
	構成比	%	1.1	81.1	18.9	99.1	0.9	-	-
医療職(一)	職員数	人	25	19	6	25	-	-	-
	構成比	%	0.1	76.0	24.0	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人	142	71	71	125	17	-	-
	構成比	%	0.7	50.0	50.0	88.0	12.0	-	-
医療職(三)	職員数	人	108	3	105	100	8	-	-
	構成比	%	0.6	2.8	97.2	92.6	7.4	-	-

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	19,446	42.1	19.5	348,440	9,522	3,885	361,847
行 政 職	4,865	43.4	21.1	337,558	10,221	6,540	354,319
公 安 職	3,568	38.1	16.6	324,869	13,342	5,987	344,198
教 育 職 (一)	3,936	45.0	21.9	378,196	9,439	4,648	392,283
教 育 職 (二)	58	41.5	18.4	360,264	8,991	4,262	373,517
小 中 教 育 職	6,527	41.4	18.5	351,237	7,054	-	358,291
研 究 職	217	43.8	19.2	355,390	11,806	5,257	372,453
医 療 職 (一)	25	40.0	13.2	424,692	8,800	74,183	507,675
医 療 職 (二)	142	44.5	19.0	346,179	7,504	3,985	357,668
医 療 職 (三)	108	40.9	17.8	328,983	2,519	2,475	333,977

注：給料には、給料の調整額及び切替え等に伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	603	24.9	2.7	203,076
	2級	383	30.4	7.3	246,628
	3級	1,126	39.6	17.1	325,941
	4級	683	44.7	22.2	385,238
	5級	1,401	51.7	29.7	414,111
	6級	525	54.8	32.7	434,866
	7級	94	56.8	34.7	454,910
	8級	30	57.2	34.7	488,792
	9級	20	57.6	34.2	541,021

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	369	22.7	2.2	217,754
	2級	611	28.5	6.5	260,202
	3級	751	34.5	12.7	309,430
	4級	1,037	41.8	20.2	384,074
	5級	491	50.1	29.2	436,482
	6級	185	50.9	30.0	457,319
	7級	79	52.5	31.3	472,539
	8級	29	56.9	36.1	478,252
	9級	16	57.1	35.9	498,748

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	77	37.0	13.7	298,112
	2級	3,456	44.1	21.0	384,715
	特2級	162	52.0	28.8	454,868
	3級	169	54.8	31.9	485,596
	4級	72	57.8	34.7	496,372

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	51	39.7	16.6	362,751
	特2級	4	53.9	31.0	441,455
	3級	3	54.2	31.0	465,953
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,447	38.9	16.0	340,633
	特2級	244	50.1	27.1	426,527
	3級	440	53.3	30.5	448,952
	4級	396	56.9	34.1	458,392

注:1 給料には、給料の調整額及び切替え等に伴う差額を含む。
 2 職員数が1人の場合は、平均年齢等の欄を(*)としている。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	4	23.4	0.5	211,865
	2級	90	33.6	8.6	306,045
	3級	89	50.1	25.6	414,721
	4級	27	55.9	32.5	449,065
	5級	7	58.3	34.6	485,123

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	11	27.6	2.5	372,033
	2級	5	38.0	9.7	508,590
	3級	3	56.7	28.9	636,623
	4級	6	55.9	27.8	691,115

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	25	28.9	3.2	240,742
	3級	20	38.7	10.6	295,785
	4級	14	41.9	15.1	349,384
	5級	65	49.6	25.1	402,881
	6級	17	55.9	30.9	430,825
	7級	1	*	*	*
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	16	25.0	1.7	223,394
	3級	27	30.2	6.6	261,198
	4級	22	40.3	17.1	321,698
	5級	30	52.3	29.8	420,226
	6級	13	56.8	34.4	442,982
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者					1人当たり 手当額	非受給者
	調整数別人員						
	1	2	3	4	計	円	人
全給料表	1,892	59	18	7	1,976	11,508	17,470
行政職	53	41	15	7	116	17,376	4,749
公安職	-	-	3	-	3	32,700	3,565
教育職(一)	1,129	-	-	-	1,129	11,068	2,807
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	58
小中教育職	682	-	-	-	682	10,979	5,845
研究職	27	3	-	-	30	11,187	187
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	25
医療職(二)	1	15	-	-	16	19,125	126
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	108

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族				職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	扶養親族でない 配偶者があ る場合の1人	配偶者がな い場合の1人	左記以外		
全給料表	8,812	21,012	4,740	3,704	368	9,942	1.0	10,634
行政職	2,336	21,286	1,274	960	102	2,624	1.0	2,529
公安職	2,168	21,957	1,595	544	29	2,960	1.4	1,400
教育職(一)	1,794	20,708	842	860	92	1,829	0.9	2,142
教育職(二)	27	19,315	8	18	1	27	0.9	31
小中教育職	2,300	20,017	925	1,243	132	2,287	0.7	4,227
研究職	117	21,897	69	46	2	137	1.2	100
医療職(一)	9	24,444	8	1	-	13	0.9	16
医療職(二)	48	22,198	16	23	9	54	0.7	94
医療職(三)	13	20,923	3	9	1	11	0.2	95

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者									1人当たり 手当額	非受給者
	支給率別人員								計		
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	人	
全給料表	25	34	1	1	5	1	6,420	6,487	11,646	12,959	
行政職	19	8	-	1	2	1	2,723	2,754	11,553	2,111	
公安職	6	1	1	-	3	-	2,004	2,015	10,602	1,553	
教育職(一)	-	-	-	-	-	-	1,490	1,490	12,277	2,446	
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	21	21	11,771	37	
小中教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,527	
研究職	-	-	-	-	-	-	104	104	10,968	113	
医療職(一)	-	25	-	-	-	-	-	25	74,183	-	
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	52	52	10,882	90	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	26	26	10,281	82	

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額	1人当たり 家賃額	
	人	円	円	人
全給料表	3,605	25,078	55,804	15,841
行政職	969	25,153	57,196	3,896
公安職	202	25,064	58,851	3,366
教育職(一)	890	25,173	55,894	3,046
教育職(二)	19	26,279	62,087	39
小中教育職	1,417	24,940	54,181	5,110
研究職	50	25,424	56,590	167
医療職(一)	6	26,583	80,750	19
医療職(二)	24	25,100	57,075	118
医療職(三)	28	24,721	52,879	80

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人あたり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,428	914	14,566	16,908	10,390
行政職	1,119	522	2,584	4,225	12,843
公安職	142	35	2,497	2,674	6,675
教育職(一)	95	220	3,304	3,619	11,662
教育職(二)	1	2	50	53	9,076
小中教育職	17	70	5,825	5,912	8,968
研究職	13	25	166	204	16,975
医療職(一)	4	2	7	13	19,788
医療職(二)	15	28	78	121	21,626
医療職(三)	22	10	55	87	17,534

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特勤勤務手当等	
	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	1,902	58,397	63	127,087	263	32,342	234	18,326	154	26,799
行政職	663	64,935	4	89,675	27	44,222	215	17,764	24	23,127
公安職	103	82,051	-	-	216	30,630	-	-	25	33,809
教育職(一)	241	53,538	-	-	13	35,538	2	9,500	75	23,258
教育職(二)	3	52,500	-	-	-	-	-	-	-	-
小中教育職	837	50,128	-	-	5	33,200	-	-	-	-
研究職	17	72,947	6	15,000	1	38,000	-	-	30	32,746
医療職(一)	7	107,686	24	290,158	-	-	4	35,000	-	-
医療職(二)	18	59,544	29	20,483	1	30,000	13	23,846	-	-
医療職(三)	13	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特勤勤務手当等には特勤勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,538
640
894
317
5
615
13
12
21
21

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
227	29,184	53	5,207	10,519	5,529	345	18,804	183	17,525	157	15,075
17	21,642	3	4,250	-	-	-	-	-	-	157	15,075
-	-	12	6,889	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	4	4,250	3,935	5,725	345	18,804	183	17,525	-	-
-	-	-	-	58	5,586	-	-	-	-	-	-
210	29,795	29	4,797	6,526	5,411	-	-	-	-	-	-
-	-	5	4,883	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									1
5									
6		1							
7	7		1						
8	1								
9	2								
10	11		1						
11	5	4	1						
12		25	1						1
13		20	1						4
14	10	21	2						4
15	4	5	3						4
16		16	7						3
17	1	2	9						
18	12	14	14						1
19	3	16	3						
20	3	17	9						1
21	1	9	11						
22	8	27	17						
23	3	19	11					1	
24		17	15						
25		11	31					6	
26	13	15	10					2	
27	2	14	15					2	
28	5	11	12					6	
29	94	17	35					3	
30	7	25	17	1				6	
31	4	9	16				7		
32	70	8	20				22	2	
33	4	2	22				15		
34	20	9	22	1			12		
35	7	4	19				12	1	
36	54	3	20	1			6		
37	27	4	19	2			4		
38	24	2	9			1	7		
39	13	5	18	5			1		
40	48	4	9	5			4		1
41	23	1	14	7			1		
42	31	5	26	2			1		
43	11	2	29	16			1		
44	10		13	12					
45	10	1	23	42					
46	11	2	25	20					
47	3	2	23	15					
48	7	1	26	15		1			
49			18	19	1				
50	4		31	44		13			
51	4		26	40	1	45			
52	4	2	29	39	1	15			
53	1	1	18	33	1	21			
54	1		30	38	7	13			
55	2		36	36	23	39			
56	2		26	26	27	29			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 2	人	人 17	人 35	人 26	人 13	人	人	人
58	1	1	25	34	39	13			
59	2		15	34	44	36			
60	2		12	40	36	15			
61	2	1	23	46	31	19			
62	2	1	10	20	36	17			
63	2		11	13	43	22			
64			11	13	49	15			
65			7	14	50	16			
66			7	6	45	16			
67		2	6	5	55	17			
68			3	2	50	13			
69			5	1	29	12			
70			10		34	9			
71			15		40	10			
72		2	6		37	16			
73			4		31	12			
74	1		6		32	19			
75			5		29	14			
76			7		38	12			
77			6		22	8			
78			6		26	5			
79			3		38	3			
80			5		28	2			
81		1	7		32	1			
82			5	1	40	2			
83			5		24	3			
84			6		50	2			
85			9		31	5			
86			2		42				
87			8		29				
88			7		26				
89					34				
90	1		3		26				
91			3		29				
92		1	2		29				
93	1		5		60				
94			4						
95		1	4						
96			2						
97			3						
98			1						
99			2						
100			2						
101			2						
102			2						
103			2						
104			3						
105									
106			3						
107			1						
108			2						
109			2						
110									
111			3						
112			1						

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125	人	人	人 7	人	人	人	人	人	人
計	(290) 603	(168) 383	(415) 1,126	(222) 683	(349) 1,401	(60) 525	(6) 94	(1) 30	(3) 20
								合計	(1,514) 4,865

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	17		1						
8	1								
9	3								
10	24								
11	5								
12	4								
13	4								
14	28								
15	5		1						
16	6		1	1					
17			1	1					
18	27	2	2		1				
19	1		1						
20	5		3	1					
21	1	1			1				
22	26	67	6						
23	53	7	2	1					
24	11	11	7	2	2				
25	7	1		1					
26	86	49	3	4	1				
27	10	3	3		1				
28	6	19	12	5	1				
29	3	3	5	3					
30	9	55	12	9	1				
31	3	11	10	2					2
32	2	29	18	9	1				5
33	1	7	3	6	2				1
34	3	35	29	6	1				2
35	1	18	5	16	4				4
36	2	28	19	9	2	1			1
37	1	7	11	5	1	1			
38	1	42	29	7	2				
39	2	16	3	11	1				
40		18	20	14	3				
41	1	5	10	7	2		1		1
42		26	32	24	6				
43	1	10	14	12	3				
44	1	28	29	23	2	2			
45	2	14	10	9	6		1	1	
46		15	26	17	9	1		2	
47	1	5	18	15	5			11	
48		11	22	19	5	1		1	
49		11	11	18	4	1	1	6	
50		11	27	17	2	3	1	2	
51	1	4	14	15	4	2	1	4	
52		5	34	21	3	2	4	1	
53		5	12	19	3		3		
54		4	21	14	2	3	2		
55		7	10	20	6	2	5		
56	1	4	16	20	6	3	4		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 1	人 3	人 11	人 19	人 3	人 3	人 4	人	人
58	1	2	14	18	8	4	2		
59		3	14	13	9	2	6		
60			17	20	8	4	6	1	
61	1	1	15	17	6	2			
62		1	9	20	7		2		
63		2	10	14	9		3		
64			11	24	6	6	1		
65			12	20	6	2	1		
66		1	12	21	6	5	1		
67		1	9	27	9		4		
68			9	19	9	3	5		
69		1	4	16	15	6	1		
70			5	11	11	4	1		
71			10	15	14	1			
72			7	17	20	4	1		
73			5	14	18	2			
74			11	6	12	3			
75			3	11	14	2			
76		1	1	8	17	3	1		
77			4	14	12	4	2		
78			7	13	12	2	1		
79			5	6	8	1			
80			5	8	7		1		
81			2	5	10	2			
82			4	8	9	7			
83			2	5	10	10	3		
84			1	11	9	2	3		
85			4	7	5	7	7		
86			2	7	5	4			
87				7	12	6			
88			3	4	6	3			
89				9	4	10			
90			1	5	9	2			
91				13	5	9			
92				4	9	6			
93			1	8	59	32			
94				8					
95			1	8					
96			2	6					
97				5					
98				11					
99			1	9					
100			1	6					
101		1	1	11					
102				4					
103				3					
104				4					
105				9					
106				1					
107				4					
108				4					
109				7					
110				4					
111				6					
112				3					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114			1	6					
115				3					
116				5					
117				5					
118				2					
119			1	4					
120				4					
121				5					
122				3					
123				4					
124				2					
125				29					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(63) 369	(116) 611	(97) 751	(79) 1,037	(23) 491	(4) 185	(-) 79	(-) 29	(-) 16
							合計	(382) 3,568	

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		33			
6					
7		6			
8		33			
9		12			
10		5			
11		4			
12		36			
13		7			
14		6			
15		10			
16		41			
17		12			
18	1	12			
19		8			
20	1	21			
21		5			
22		7			
23		5			
24		45			
25		5			
26		10			1
27	1	4			
28	1	51			
29		5			
30		21			1
31		15			8
32		59			6
33		9			7
34		20			8
35		7			6
36		29			6
37		9			29
38	1	11			
39		9			
40		40			
41	1	12			
42	2	27			
43		24			
44	1	55			
45		11			
46	1	18			
47		20			
48		25			
49		19			
50	1	15			
51		27			
52	2	19	1		
53		11	1		
54		12		1	
55	1	21		1	
56	1	15			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57	2	26			1
58	2	3			3
59	1	5			2
60	1	1	1		
61	1	20	1		1
62	1	22			4
63		24	1		6
64		16			2
65		10			3
66	1	16			1
67	2	23	1		6
68	1	19	1		7
69	3	20			3
70	2	20	1		11
71	2	13			3
72	2	23			6
73		18	1		7
74	2	22	1		4
75		21			7
76		17			9
77		25	3		81
78	1	14	1		
79	1	18	2		
80	2	21	2		
81		15	2		
82	1	19	1		
83	2	21	2		
84	1	18	4		
85	1	20	4		
86	1	28	2		
87	4	18	2		
88		16	3		
89	2	17	5		
90	1	15	3		
91		17	4		
92		15	10		
93	2	22	2		
94	1	16	2		
95	1	18	4		
96		21	3		
97	3	23	4		
98		23	5		
99		27	3		
100	1	19	9		
101		20	7		
102	1	15	3		
103		33	6		
104		20	5		
105	1	30	6		
106		25	4		
107	1	18	1		
108		18	8		
109	2	16	30		
110		16			
111	3	28			
112		24			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113	1	21			
114		24			
115	1	27			
116	1	28			
117		30			
118		27			
119		37			
120		34			
121		41			
122	1	45			
123		44			
124	1	45			
125		47			
126		62			
127		42			
128		81			
129		66			
130		113			
131		94			
132		60			
133		150			
134		78			
135		78			
136		74			
137		30			
138		31			
139		18			
140		11			
141		3			
142		1			
143		1			
144					
145		2			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	(25) 77	(1,550) 3,456	(47) 162	(40) 169	(11) 72
			合計	(1,673) 3,936	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
⋮					
20					
21					
22					
23					
24		1			
25					
26					
27					
28		1			
⋮					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40		1			
41					
42		2			
43					
44					
45					
46					
47					
48		1			
49					
50					
51		1			
52					
53					
54		1			
55					
56		1			
57		1			
58					
59					
60		1			
61					
62		1			
63		3			
64		1			
65					
66					
67					
68		2			
⋮					
74		1			
75					
76					
⋮					
82					
83				1	
84		5			
85					
86		1			
87		1		1	
88					

級 号給	1	2	特2	3	4
89	人	人	人	人	人
90		1	1		
91					
92		2			
93		2		1	
94					
95		1			
96		1			
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103		1	1		
104					
105					
106					
107					
108		2			
109			2		
110		1			
111		1			
112					
113					
114		1			
115		1			
116		1			
⋮					
122					
123		1			
124		1			
125		1			
126					
127					
128					
129					
130					
131		1			
132					
133					
134		1			
135		1			
⋮					
141		1			
142					
143		1			
144					
⋮					
154		1			
155					
156					
157					
計	-	(25) 51	(-) 4	(-) 3	-
				合計	(25) 58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
13					
14					
15					
16					1
17		123			
18					
19		4			1
20		124			1
21		38			14
22		6			13
23		7			45
24		158			31
25		14			31
26		9			47
27		25			28
28		170			21
29		18			19
30		29			12
31		17			11
32		54			14
33		6			5
34		30			8
35		15			13
36		147			5
37		10			76
38		24			
39		22			
40		160			
41		15	2		
42		32			
43		40			
44		128			
45		19			
46		35	1		
47		27			
48		116			
49		25			
50		28			
51		21			
52		111			
53		22			
54		54			
55		37	2		
56		94	2		
57		14			
58		33	1		
59		48			
60		77			
61		21			
62		40	1	1	
63		51	1	1	
64		68	1		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		30	1		
66		27	2		
67		40	2		
68		43	3		
69		33	2	1	
70		7	1	3	
71		1	2	2	
72		2	1	4	
73		32	5	1	
74		42		27	
75		36	1	5	
76		40	1	4	
77		14	6	8	
78		28	6	16	
79		39	7	15	
80		38	5	13	
81		49	10	4	
82		40	4	13	
83		38	1	20	
84		51	5	42	
85		35	2	11	
86		30	7	21	
87		60	8	22	
88		33	12	18	
89		42	3	24	
90		33	5	15	
91		34	5	13	
92		27	1	21	
93		42	7	115	
94		36	6		
95		36	6		
96		26	17		
97		36	6		
98		30	3		
99		17	9		
100		26	4		
101		30	8		
102		26	3		
103		39	7		
104		39	4		
105		23	5		
106		31	6		
107		18	3		
108		22	8		
109		25	23		
110		26			
111		26			
112		30			
113		18			
114		27			
115		26			
116		22			
117		16			
118		19			
119		16			
120		16			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
121		20			
122		24			
123		28			
124		15			
125		22			
126		17			
127		20			
128		29			
129		17			
130		17			
131		34			
132		36			
133		23			
134		24			
135		30			
136		48			
137		35			
138		61			
139		62			
140		51			
141		58			
142		85			
143		93			
144		82			
145		120			
146		68			
147		81			
148		51			
149		46			
150		55			
151		27			
152		11			
153		11			
154		7			
155		3			
156					
157		2			
計	-	(3,368) 5,447	(114) 244	(124) 440	(87) 396
			合計	(3,693) 6,527	

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
⋮					
12		1			
13		1			
14					
15					
16		2			
17		1			
18		3			
19		1			
20					
21					
22		4			
23		1			
24		1			
25		1			
26		1			
27					1
28		4			2
29	3	2			1
30					1
31					
32		2			
33					1
34			1		1
35		1	2		
36	1	1	1		
37		1			
38		2			
39			1		
40		2	2		
41		3			
42		4	1		
43					
44		3	1		
45			1		
46		3		1	
47			1	4	
48		1	1	1	
49		1		4	
50		2		2	
51					
52		1	4		
53		1	1	1	
54		2		1	
55		2		2	
56		1			
57		1	1	1	
58		1	2		
59		1		1	
60			1	1	
61		1		1	
62		3		1	
63					
64		1		3	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66			1		
67			1	2	
68		3	2		
69		1	8		
70		3	3		
71			1		
72		1	3		
73				1	
74		2	2		
75			3		
76		4	2		
77		1	2		
78			3		
79		2	4		
80		2	3		
81		3	4		
82		1	4		
83			1		
84		1	2		
85			1		
86		1	3		
87			2		
88			1		
89			12		
90					
91					
92					
93		1			
94					
95					
⋮					
121					
計	(2) 4	(28) 90	(11) 89	(-) 27	(-) 7
				合計	(41) 217

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
⋮				
9				
10				
11	3			
12				
13				
14	4			
15				
16				
⋮				
22				
23				
24				1
25				
26				
27				
28				
29		1		
30				
31		1		
32	2			
33		2		
34				
35				
36	1			
⋮				
42	1			
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
⋮				
54		1		
55				
56				1
⋮				
62				
63			1	
64				
65				4
66				
67				
⋮				
89			1	
90				
91				
⋮				
97				
計	(2) 11	(2) 5	(1) 3	(1) 6
			合計	(6) 25

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
⋮								
13								
14								
15								
16		1						
17		3						
18								
19								
20		4						
21								
22								
23		2	2					
24		1						
25		2						
26		1	1					
27								
28							1	
29			2					
30			1					
31								
32		1	1	1				
33		2						
34			3					
35		2						
36								
37		1	1					
38		1		1				
39			1					
40						1		
41		1				2		
42			1					
43		1	1					
44		1	1				4	
45			1			2		
46		1				1		
47					1	2		
48					1	1	2	
49			1			1	4	
50					1	2		
51					2	1		
52					1	1		
53							2	
54					1			
55					2	2		
56			1		1	2	1	
57								
58						3		
59						2		
60								
61						1	2	
62						1	1	
63						1		
64						1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65					2	1		
66					3			
67					2			
68								
69				1	2			
70					2			
71					1			
72					3			
73					3			
74					1			
75					2			
76					2			
77					2			
78					2			
79					2			
80								
81					1			
82					1			
83								
84			1		1			
85					6			
86								
87								
88			1					
89								
90								
91								
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(14) 25	(12) 20	(7) 14	(36) 65	(2) 17	(-) 1	-
							合計	(71) 142

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			4				
2							
3							
4			1				
5			2				
6			2				
7							
8			2				
9		4		1			
10			2				
11							
12		2					
13		2	2				
14			1				
15			3				
16		3	1				
17		1	1				
18			1				
19		1					
20							
21		1					
22				1			
23							
24			1	1			
25		2					
26				2			
27				1			
28			1				
29			1	1			
30			1				
31				1			
32							
33							
34				3			
35			1				
36							
37							
38							
39				1			
40				2			
41							
42							
43						2	
44				2			
45							
46						2	
47							
48							
49							
50						1	
51				1			
52						1	
53				1		1	
54							
55							
56						1	
57				1			
58							
59					2		
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61						1	
62						1	
63						3	
64							
65				1		2	
66							
67				1			
68						2	
69						1	5
70							
71						1	
72							
73							
74							
75						1	
76						2	
77							
78				1		1	
79						4	
80						3	
81							
82						1	
83						1	
84						1	
85							
86						1	
87							
88						1	
89							
90							
91							
92							
93						1	
94							
95							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(16) 16	(24) 27	(22) 22	(30) 30	(13) 13	-
						合計	(105) 108

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	7									7
19	18									18
20	13									13
21	17									17
22	96									96
23	85									85
24	100	1								101
25	102									102
26	57	32								89
27	40	69								109
28	20	67								87
29	13	50								63
30	12	54	16							82
31	10	36	34							80
32	3	16	56							75
33	2	12	69			1				84
34	2	10	75				1			88
35	2	7	77							86
36	1	9	64							74
37		3	75							78
38	2	1	130	2						135
39			101	13						114
40		3	86	40						129
41		4	66	56		1		1		128
42		1	43	87						131
43		3	35	114	1					153
44			20	105	14					139
45			27	91	49				1	168
46		1	19	70	83					173
47		3	17	33	120	4				177
48	1		19	18	144	5				187
49		1	22	6	131	10				170
50			15	10	147	27				199
51			8	8	121	44				181
52			7	8	92	55	2			164
53			7	5	105	65	5			187
54			6	4	75	53	9	2		149
55			6	3	81	64	11	2	1	168
56			8	5	53	55	8	6	4	139
57			5	4	79	55	21	3	3	170
58			5		68	48	24	11	4	160
59			8	1	38	38	13	5	7	110
計	603	383	1,126	683	1,401	525	94	30	20	4,865

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	17									17
19	31									31
20	36									36
21	36									36
22	85									85
23	103	2								105
24	28	70	1							99
25	9	71	3							83
26	7	89	9							105
27	3	77	15							95
28	4	69	24							97
29	3	80	37	1						121
30	2	41	72	3						118
31	1	37	82	10						130
32		26	72	23						121
33	3	19	55	25						102
34		10	82	47	1					140
35	1	8	48	59	1					117
36		8	47	58	4					117
37		2	50	62	7					121
38			43	84	6	1				134
39			34	104	11	2				151
40			12	75	24	2				113
41			22	65	13	5	1			106
42			15	67	25	7	2			116
43			12	45	11	7				75
44			5	51	31	15	3			105
45			5	41	34	14	4			98
46			3	40	18	12	1			74
47			1	21	17	8	3			50
48		2		27	11	5	6			51
49			2	19	17	5	7			50
50				17	14	8	6	1		46
51				13	22	7	4			46
52				11	13	6	4			34
53				11	31	6	3	2		53
54				10	25	17	6	1	1	60
55				11	23	11	4	4	3	56
56				4	38	8	7	3	6	66
57				5	30	11	3	7		56
58				15	26	12	8	7	3	71
59				13	38	16	7	4	3	81
計	369	611	751	1,037	491	185	79	29	16	3,568

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1	33				34
23	1	51				52
24		54				54
25	2	72				74
26	1	69				70
27	3	84				87
28	3	92				95
29	1	71				72
30	3	75				78
31	3	107				110
32	5	58				63
33	9	75				84
34	4	66				70
35	6	72				78
36	2	77				79
37	2	70				72
38	7	73	1			81
39	2	76				78
40	2	74	2			78
41	1	66	2			69
42	2	65				67
43		70	2			72
44	4	66	2			72
45	1	93	4			98
46	3	81	13			97
47	1	89	14	1		105
48	2	94	10	3		109
49	3	101	6	6		116
50	1	129	9	10		149
51		119	18	9		146
52		131	7	11		149
53		155	8	23		186
54	1	153	7	20	3	184
55		163	14	30	7	214
56		170	13	16	12	211
57		127	15	12	15	169
58		132	10	15	15	172
59	1	103	5	13	19	141
60						
61					1	1
62						
計	77	3,456	162	169	72	3,936

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24		1				1
25		1				1
26						
27		2				2
28		1				1
29		1				1
30		2				2
31		1				1
32		3				3
33						
34		4				4
35		2				2
36		1				1
37		4				4
38		2				2
39		4				4
40		2				2
41		2				2
42						
43		2				2
44		1				1
45		5				5
46						
47		1	1			2
48		1				1
49		3				3
50		1				1
51		1				1
52		1	1	1		3
53						
54						
55			1	2		3
56						
57		1				1
58						
59		1	1			2
60						
61						
62						
計	-	51	4	3	-	58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		123				123
23		164				164
24		194				194
25		216				216
26		235				235
27		229				229
28		190				190
29		220				220
30		182				182
31		182				182
32		162				162
33		173				173
34		143				143
35		159	1			160
36		156	2			158
37		132				132
38		155				155
39		131	2			133
40		151	3			154
41		108	1			109
42		117	4			121
43		115	9			124
44		92	7			99
45		113	14			127
46		104	27	2		133
47		85	25	7	1	118
48		80	19	18	2	119
49		110	19	26		155
50		95	27	43	5	170
51		102	11	56	8	177
52		98	7	67	15	187
53		102	1	53	15	171
54		123	8	52	28	211
55		129	13	36	47	225
56		131	8	18	51	208
57		163	15	22	73	273
58		162	14	19	83	278
59		121	7	21	68	217
60						
61						
62						
計	-	5,447	244	440	396	6,527

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	2					2
23						
24	2	2				4
25		4				4
26		4				4
27		9				9
28		5				5
29		3				3
30		4				4
31		8				8
32		4				4
33		6				6
34		5				5
35		3				3
36		5				5
37		5				5
38		4				4
39		6				6
40		4				4
41		3	1			4
42		3	2			5
43		2	4			6
44			5			5
45			5			5
46		1	3			4
47			7			7
48			8			8
49			7			7
50			9	1		10
51			9			9
52			7	3		10
53			5	1		6
54			7	5		12
55			2	3		5
56			3	3	1	7
57			1	6		7
58			3	3	4	10
59			1	2	2	5
計	4	90	89	27	7	217

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
22					
23					
24	1				1
25	3				3
26	3				3
27					
28					
29	2				2
30	1				1
31					
32	1				1
33					
34		2			2
35		1			1
36					
37					
38					
39					
40		1			1
41					
42					
43					
44		1			1
45					
46					
47				1	1
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		1
54				1	1
55				1	1
56			1		1
57				1	1
58					
59			1		1
60				2	2
61					
62					
63					
64					
計	11	5	3	6	25

その8 医療職給料表(二)

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24		2							2
25		3							3
26		5							5
27		3							3
28		1							1
29									
30		4	1						5
31		2	1						3
32		3	2						5
33		1							1
34			2						2
35		1	2						3
36			2	1					3
37			1						1
38			1	2					3
39			1	2					3
40			1	3	2				6
41			1		1				2
42			1	2					3
43					1				1
44				2	6				8
45					4				4
46			1		1				2
47			1	1	8				10
48					6				6
49			1		6				7
50					7				7
51			1		4				5
52				1	3	1			5
53					4	2			6
54					5	4			9
55					5	1			6
56					1	5			6
57						1			1
58					1	2	1		4
59						1			1
計	-	25	20	14	65	17	1	-	142

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		2						2
23		4						4
24		5						5
25		1	4					5
26		2	2					4
27		1	2					3
28			4					4
29		1	2					3
30			4					4
31			1	1				2
32			2					2
33			1					1
34			1	1				2
35				3				3
36			2					2
37			2	1				3
38				4				4
39				1				1
40				2				2
41				2				2
42								
43				2				2
44				1				1
45				2				2
46								
47				1	2			3
48					2			2
49				1	4			5
50					4			4
51					5			5
52					3			3
53					2	1		3
54					2	2		4
55					1	1		2
56					1	4		5
57					1	1		2
58					1	2		3
59					2	2		4
計	-	16	27	22	30	13	-	108

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	37				34						
公安職	18					4	12	2			
教育職(一)	186	9	174			3					
小学校・中学校教育職	199		192			7					
研究職	2		2								
医療職(二)	1				1						
給料表計	443										
60歳	161										
61歳	129										
62歳	81										
63歳	45										
64歳	27										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	118		21		95			2			
公安職	15					8	4	2	1		
教育職(一)	39	3	36								
小学校・中学校教育職	48		48								
研究職	8		8								
医療職(二)	7				7						
医療職(三)	4					4					
給料表計	239										
60歳	63										
61歳	64										
62歳	65										
63歳	29										
64歳	18										

2 民間給与関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所912事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から264事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

9,767人（うち初任給関係712人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は45,157人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所				
産 業 計	245	94	110	41		
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	0	1		
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業	12	8	2	2		
製 造 業	113	41	52	20		
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	41	15	22	4		
卸 売 業 , 小 売 業	27	7	15	5		
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業	10	7	3	0		
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業	41	16	16	9		

- 注：1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が18所あった。
 2 調査対象事業所264所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所1所を除いた263所に占める調査完了事業所245所の割合（調査完了率）は、93.2%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、
 「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴	円				
新 卒 事 務 員	大 学 卒	196,154	201,084	192,048	192,929	
	短 大 卒	175,938	178,160	175,515	171,029	
	高 校 卒	162,793	165,331	162,313	158,021	
新 卒 技 術 者	大 学 卒	200,155	203,895	197,326	197,308	
	短 大 卒	183,206	184,609	183,406	176,406	
	高 校 卒	164,833	166,201	165,065	158,841	
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,721	202,166	194,044	194,940	
	短 大 卒	178,811	180,958	178,490	172,777	
	高 校 卒	163,748	165,759	163,608	158,340	

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	14	54.4	784,978	299	784,679	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	53.5	777,938	0	777,938	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	56.2	798,933	892	798,041	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	工 場 長	12	53.2	668,332	14,114	654,218	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	50.8	715,427	29,713	685,714	
	短 大 卒	2	54.6	680,892	0	680,892	
	高 校 卒	4	55.7	604,676	0	604,676	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事 務 部 長	230	52.8	566,884	4,186	562,698	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	168	52.8	589,099	2,273	586,826	
	短 大 卒	20	50.8	427,947	938	427,009	
	高 校 卒	42	53.9	543,756	12,758	530,998	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	技 術 部 長	186	52.2	582,658	4,194	578,464	同 上
	大 学 卒	121	52.0	615,069	3,957	611,112	
	短 大 卒	21	52.2	548,325	2,581	545,744	
	高 校 卒	43	52.9	516,980	5,596	511,384	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成31年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	83	52.5	501,266	3,400	497,866	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	55	53.0	509,438	1,346	508,092	
	短 大 卒	5	53.9	458,847	0	458,847	
	高 校 卒	23	50.8	492,314	8,796	483,518	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	68	50.4	530,211	20,758	509,453	同 上
	大 学 卒	36	48.7	535,822	6,157	529,665	
	短 大 卒	14	52.6	562,359	43,998	518,361	
	高 校 卒	18	51.8	497,667	29,843	467,824	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	421	49.0	511,103	8,060	503,043	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	267	47.5	515,012	7,798	507,214	
	短 大 卒	30	50.4	472,103	2,332	469,771	
	高 校 卒	123	51.8	513,780	10,209	503,571	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	484	49.5	532,433	10,615	521,818	同 上
	大 学 卒	272	48.3	549,205	10,855	538,350	
	短 大 卒	46	48.6	507,824	4,235	503,589	
	高 校 卒	165	51.6	512,553	11,921	500,632	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	175	48.0	472,468	50,791	421,677	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	87	44.4	467,438	49,473	417,965	
	短 大 卒	17	47.6	448,978	40,879	408,099	
	高 校 卒	67	52.6	487,801	57,343	430,458	
	中 学 卒	4	53.1	425,093	8,763	416,330	
技 術	技 術 課 長 代 理	133	46.1	523,827	82,413	441,414	同 上
	大 学 卒	84	43.6	521,899	81,649	440,250	
	短 大 卒	8	48.1	554,645	67,753	486,892	
	高 校 卒	41	50.1	521,849	86,281	435,568	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	535	45.4	408,188	46,820	361,368	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	246	42.5	407,196	51,251	355,945	
	短 大 卒	78	45.8	375,050	37,230	337,820	
	高 校 卒	194	48.5	429,108	48,791	380,317	
	中 学 卒	17	48.0	333,604	3,880	329,724	
種	技 術 係 長	493	45.3	485,120	87,122	397,998	同 上
	大 学 卒	184	40.5	474,978	87,049	387,929	
	短 大 卒	52	45.5	447,991	77,430	370,561	
	高 校 卒	255	48.2	497,186	88,232	408,954	
	中 学 卒	2	44.5	485,085	150,350	334,735	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	488	42.0	342,616	43,362	299,254	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	248	38.9	345,805	44,608	301,197	
	短 大 卒	87	43.8	329,337	35,160	294,177	
	高 校 卒	141	46.1	351,199	48,853	302,346	
	中 学 卒	12	44.5	257,719	5,369	252,350	
技 術	技 術 主 任	531	44.1	468,532	106,891	361,641	同 上
	大 学 卒	235	40.2	409,016	82,975	326,041	
	短 大 卒	53	43.1	373,365	58,950	314,415	
	高 校 卒	241	46.8	525,253	131,228	394,025	
	中 学 卒	2	52.4	401,435	67,908	333,527	
関 係 職	事 務 係 員	2,349	37.2	296,987	33,891	263,096	
	大 学 卒	1,299	35.1	303,702	35,166	268,536	
	短 大 卒	401	39.4	273,503	29,740	243,763	
	高 校 卒	642	39.9	298,932	34,306	264,626	
	中 学 卒	7	45.4	280,867	11,392	269,475	
種	技 術 係 員	1,895	35.3	343,467	67,119	276,348	
	大 学 卒	951	33.9	340,812	57,671	283,141	
	短 大 卒	226	36.3	311,308	53,853	257,455	
	高 校 卒	714	36.6	355,902	82,017	273,885	
	中 学 卒	4	40.0	271,198	31,790	239,408	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	13	54.6	810,539	331	810,208	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	8	53.7	817,369	0	817,369	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	56.2	798,933	892	798,041	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	7	52.8	749,625	23,432	726,193	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	50.7	833,069	45,030	788,039	
	短 大 卒	2	54.6	680,892	0	680,892	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	113	53.0	610,169	1,876	608,293	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	81	53.0	640,146	202	639,944	
	短 大 卒	14	50.0	392,211	1,318	390,893	
	高 校 卒	18	55.2	645,074	9,696	635,378	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	92	52.5	656,582	3,656	652,926	同 上
	大 学 卒	70	52.2	680,711	2,579	678,132	
	短 大 卒	8	52.4	585,488	2,745	582,743	
	高 校 卒	13	53.4	593,119	8,657	584,462	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	42	53.1	537,854	1,725	536,129	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	27	53.8	543,004	2,649	540,355	
	短 大 卒	3	51.9	462,517	0	462,517	
	高 校 卒	12	51.9	548,536	192	548,344	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	37	52.4	595,951	31,985	563,966	同 上
	大 学 卒	19	50.5	604,938	4,590	600,348	
	短 大 卒	8	55.6	641,799	70,283	571,516	
	高 校 卒	10	53.0	547,839	44,948	502,891	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	234	49.5	585,089	8,744	576,345	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	141	47.3	603,270	7,587	595,683	
	短 大 卒	20	52.7	511,338	0	511,338	
	高 校 卒	72	53.0	572,921	13,626	559,295	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	274	50.3	604,282	12,229	592,053	同 上
	大 学 卒	171	48.8	612,375	13,084	599,291	
	短 大 卒	25	49.3	566,624	2,073	564,551	
	高 校 卒	78	53.5	599,056	13,601	585,455	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	115	49.5	507,469	63,509	443,960	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	43	44.8	523,021	71,476	451,545	
	短 大 卒	9	47.5	485,451	49,910	435,541	
	高 校 卒	60	52.9	502,632	62,239	440,393	
	中 学 卒	3	53.8	439,934	9,299	430,635	
技 術	技 術 課 長 代 理	94	47.0	553,870	105,552	448,318	同 上
	大 学 卒	64	44.5	544,137	93,667	450,470	
	短 大 卒	6	49.0	586,280	88,537	497,743	
	高 校 卒	24	52.0	567,939	134,605	433,334	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	293	46.0	446,399	58,058	388,341	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	114	42.8	449,502	72,808	376,694	
	短 大 卒	35	45.8	411,567	48,812	362,755	
	高 校 卒	128	48.7	468,754	54,787	413,967	
	中 学 卒	16	48.4	333,231	4,064	329,167	
種	技 術 係 長	286	45.5	530,857	100,380	430,477	同 上
	大 学 卒	113	39.4	509,258	100,691	408,567	
	短 大 卒	17	47.3	545,041	101,261	443,780	
	高 校 卒	156	49.1	542,646	100,119	442,527	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	261	41.4	353,549	49,221	304,328	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	119	37.7	353,361	53,582	299,779	
	短 大 卒	46	43.7	343,550	35,819	307,731	
	高 校 卒	86	45.3	370,459	54,959	315,500	
	中 学 卒	10	44.0	246,789	3,137	243,652	
技 術	技 術 主 任	261	45.1	537,010	138,251	398,759	同 上
	大 学 卒	98	40.0	455,721	107,173	348,548	
	短 大 卒	16	44.4	431,945	75,482	356,463	
	高 校 卒	145	47.4	584,502	158,161	426,341	
	中 学 卒	2	52.4	401,435	67,908	333,527	
関 係 職	事 務 係 員	1,073	37.1	320,996	39,395	281,601	
	大 学 卒	589	35.0	320,280	39,298	280,982	
	短 大 卒	168	40.2	304,171	38,091	266,080	
	高 校 卒	314	39.3	330,586	40,495	290,091	
	中 学 卒	2	53.1	339,373	5,826	333,547	
種	技 術 係 員	1,069	35.0	369,924	80,913	289,011	
	大 学 卒	464	33.7	372,561	69,869	302,692	
	短 大 卒	118	34.1	332,495	69,620	262,875	
	高 校 卒	487	36.2	375,811	92,588	283,223	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	5	53.9	547,367	248	547,119	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	51.0	491,883	608	491,275	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	55.9	585,523	0	585,523	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	99	52.8	532,326	6,327	525,999	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	74	52.6	546,968	3,021	543,947	
	短 大 卒	6	52.8	516,336	0	516,336	
	高 校 卒	19	53.6	482,896	20,324	462,572	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	79	51.2	524,251	4,948	519,303	同 上
	大 学 卒	45	51.0	549,469	5,689	543,780	
	短 大 卒	8	50.0	518,337	3,958	514,379	
	高 校 卒	26	52.1	485,400	4,056	481,344	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	29	50.7	455,512	7,293	448,219	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と 認められる部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	17	50.5	466,059	159	465,900	
	短 大 卒	2	57.5	451,883	0	451,883	
	高 校 卒	10	49.8	439,306	19,989	419,317	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	26	48.1	454,704	6,576	448,128	同 上
	大 学 卒	15	47.4	471,308	5,878	465,430	
	短 大 卒	5	47.8	431,755	173	431,582	
	高 校 卒	6	50.2	430,163	13,076	417,087	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	154	48.3	438,692	8,055	430,637	2係以上又は構成員10人以上の課の 長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	98	47.7	440,071	8,997	431,074	
	短 大 卒	9	46.7	419,654	7,059	412,595	
	高 校 卒	47	50.0	440,181	6,320	433,861	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	182	48.6	442,996	9,657	433,339	同 上
	大 学 卒	88	46.8	449,599	8,228	441,371	
	短 大 卒	21	47.6	429,457	7,116	422,341	
	高 校 卒	72	51.0	438,641	11,965	426,676	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	52	45.3	411,440	30,683	380,757	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	36	43.7	419,549	33,202	386,347	
	短 大 卒	8	47.8	415,521	32,594	382,927	
	高 校 卒	7	49.9	367,931	17,767	350,164	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 課 長 代 理	33	42.5	444,996	24,088	420,908	同 上
	大 学 卒	17	39.9	446,390	44,287	402,103	
	短 大 卒	2	45.3	451,512	0	451,512	
	高 校 卒	14	45.1	442,517	4,514	438,003	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	176	45.4	382,613	39,526	343,087	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	95	42.8	390,058	39,362	350,696	
	短 大 卒	31	47.5	362,494	31,154	331,340	
	高 校 卒	49	48.8	381,767	45,195	336,572	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 長	170	45.2	404,892	68,475	336,417	同 上
	大 学 卒	59	43.7	412,594	64,125	348,469	
	短 大 卒	24	45.2	403,727	77,792	325,935	
	高 校 卒	85	46.3	398,139	66,358	331,781	
	中 学 卒	2	44.5	485,085	150,350	334,735	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	180	42.9	338,480	39,185	299,295	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	107	40.2	346,912	39,110	307,802	
	短 大 卒	29	44.4	318,382	32,650	285,732	
	高 校 卒	42	47.9	332,448	44,101	288,347	
	中 学 卒	2	47.5	317,601	17,601	300,000	
技 術	技 術 主 任	219	42.6	367,910	61,219	306,691	同 上
	大 学 卒	113	40.4	375,990	65,747	310,243	
	短 大 卒	27	42.1	362,881	65,006	297,875	
	高 校 卒	79	45.7	358,509	53,697	304,812	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	1,014	37.4	278,488	29,821	248,667	
	大 学 卒	585	35.6	293,511	33,132	260,379	
	短 大 卒	179	38.9	254,598	23,564	231,034	
	高 校 卒	248	40.5	262,625	27,124	235,501	
	中 学 卒	2	45.7	298,867	37,114	261,753	
種	技 術 係 員	687	36.1	297,865	43,261	254,604	
	大 学 卒	407	34.4	306,223	44,984	261,239	
	短 大 卒	83	41.0	288,035	32,148	255,887	
	高 校 卒	194	37.7	282,886	44,397	238,489	
	中 学 卒	3	36.5	279,714	44,646	235,068	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	18	52.1	505,411	6,246	499,165	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	13	52.4	527,023	9,015	518,008	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	51.4	456,668	0	456,668	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	15	56.0	473,049	3,361	469,688	同 上
	大 学 卒	6	56.2	449,757	5,187	444,570	
	短 大 卒	5	55.5	530,646	0	530,646	
	高 校 卒	4	56.3	442,145	4,376	437,769	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	12	54.4	484,096	59	484,037	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	11	55.0	494,173	0	494,173	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	5	47.1	439,372	12,294	427,078	同 上
	大 学 卒	2	42.5	429,082	24,242	404,840	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	50.1	431,572	0	431,572	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	33	48.2	380,501	4,819	375,682	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	28	47.8	382,069	5,765	376,304	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	52.0	381,504	0	381,504	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	28	47.4	384,990	1,748	383,242	同 上
	大 学 卒	13	50.1	369,721	0	369,721	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	15	44.9	399,569	3,417	396,152	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	8	45.9	402,930	10,724	392,206	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	8	45.9	402,930	10,724	392,206	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	6	49.6	439,093	4,788	434,305	同 上
	大 学 卒	3	44.2	431,146	11,396	419,750	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	53.5	444,851	0	444,851	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	66	42.9	332,500	24,072	308,428	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	37	41.2	343,208	24,788	318,420	
	短 大 卒	12	41.8	308,567	20,898	287,669	
	高 校 卒	17	47.2	324,070	24,451	299,619	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	37	42.7	359,034	28,023	331,011	同 上
	大 学 卒	12	39.2	341,936	23,910	318,026	
	短 大 卒	11	42.3	358,516	26,887	331,629	
	高 校 卒	14	45.4	371,139	31,574	339,565	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	47	42.2	306,065	29,488	276,577	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	22	39.8	307,555	24,107	283,448	
	短 大 卒	12	42.8	304,990	37,704	267,286	
	高 校 卒	13	45.4	304,623	31,029	273,594	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	51	41.9	304,509	30,103	274,406	同 上
	大 学 卒	24	41.1	295,308	24,595	270,713	
	短 大 卒	10	43.0	289,993	12,033	277,960	
	高 校 卒	17	42.4	325,165	47,888	277,277	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	262	36.8	257,166	24,153	233,013	
	大 学 卒	125	33.4	262,795	22,839	239,956	
	短 大 卒	54	38.8	239,543	23,877	215,666	
	高 校 卒	80	40.6	261,932	27,299	234,633	
	中 学 卒	3	39.5	230,673	5,160	225,513	
種	技 術 係 員	139	34.0	257,747	22,906	234,841	
	大 学 卒	80	32.1	257,268	21,795	235,473	
	短 大 卒	25	34.5	245,341	20,518	224,823	
	高 校 卒	33	38.0	270,352	28,841	241,511	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当等 (B)	(A - B)	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用手 自動車運転手	6	51.5	263,522	1,356	262,166	
	守衛	12	40.4	277,267	28,725	248,542	
	用務員	1	*	*	*	*	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	8	63.7	768,384	0	768,384	
	大学教授	61	57.4	664,690	0	664,690	
	大学准教授	54	48.2	560,281	0	560,281	
	大学講師	53	43.4	511,113	0	511,113	
	大学助教	44	35.8	354,553	0	354,553	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	-	-	-	-	-	
研究関係職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	9	46.9	529,741	10,502	519,239	
	研究室(係)長	7	50.5	497,945	12,845	485,100	
	主任研究員	30	41.4	489,755	30,991	458,764	
	研究員	64	37.3	376,713	28,464	348,249	
	研究補助員	22	47.5	278,791	8,451	270,340	
医療関係職種	病院長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	2	60.2	1,381,927	0	1,381,927	
	医科長	33	55.2	1,245,791	91,886	1,153,905	
	医師	72	40.1	974,526	248,597	725,929	
	歯科医師	6	46.5	888,993	137,895	751,098	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	3	47.2	533,713	26,423	507,290	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	48	34.5	320,867	34,973	285,894	
	診 療 放 射 線 技 師	22	42.4	335,444	28,681	306,763	
	臨 床 検 査 技 師	30	42.9	288,918	14,660	274,258	
	栄 養 士	21	41.7	287,158	13,400	273,758	
	理 学 療 法 士	44	35.1	287,543	18,966	268,577	
	作 業 療 法 士	35	34.5	271,710	9,375	262,335	
	総 看 護 師 長	4	51.3	465,204	578	464,626	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	51	49.5	420,299	39,912	380,387	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	183	39.7	346,242	60,748	285,494	
准 看 護 師	32	47.3	299,875	20,438	279,437		

その3 再雇用者

企 業 規 模 計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	-	-	-	-	-	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事 務 ・ 技 術 部 長	25	62.7	498,968	9,281	489,687	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	10	62.8	360,985	4,504	356,481	
	事 務 ・ 技 術 課 長	22	62.6	432,940	932	432,008	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	5	64.5	227,658	13,621	214,037	
	事 務 ・ 技 術 係 長	18	63.5	230,595	9,697	220,898	
	事 務 ・ 技 術 主 任	9	63.2	268,212	27,126	241,086	
	事 務 ・ 技 術 係 員	399	62.7	256,572	22,559	234,013	

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				岡山県	大学卒	規模計	
		500人以上	40.7	(34.6)	(65.4)	(0.0)	59.3
		100人以上 500人未満	50.3	(30.6)	(69.4)	(0.0)	49.7
		100人未満	42.0	(38.7)	(61.3)	(0.0)	58.0
	高校卒	規模計	31.5	(36.7)	(63.3)	(0.0)	68.5
		500人以上	27.7	(37.9)	(62.1)	(0.0)	72.3
		100人以上 500人未満	39.3	(34.3)	(65.7)	(0.0)	60.7
		100人未満	19.7	(45.0)	(55.0)	(0.0)	80.3
全国	大学卒	規模計	48.7	(38.4)	(60.8)	(0.8)	51.3
		500人以上	87.4	(46.0)	(52.4)	(1.6)	12.6
		100人以上 500人未満	52.0	(36.1)	(63.4)	(0.5)	48.0
		100人未満	25.1	(33.7)	(65.7)	(0.6)	74.9
	高校卒	規模計	30.3	(41.2)	(58.2)	(0.6)	69.7
		500人以上	51.6	(44.7)	(54.3)	(1.0)	48.4
		100人以上 500人未満	31.7	(39.8)	(59.7)	(0.5)	68.3
		100人未満	17.9	(40.7)	(59.3)	(0.0)	82.1

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係 員		35.1	10.1	0.0	54.7
	課 長 級		24.3	11.8	0.0	63.9
全国	係 員		31.1	6.9	0.2	61.8
	課 長 級		27.5	7.0	0.1	65.4

注：1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計が100にならない場合がある。

第18表 民間における定期昇給制度の内容

(単位：%)

役職段階		企業規模		項目	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
岡山県	係員	規模計			38.9	82.8	46.8
		500人以上			42.8	89.8	61.4
		100人以上 500人未満			41.7	78.8	41.8
		100人未満			25.1	78.5	30.4
	課長級	規模計			29.3	74.3	39.5
		500人以上			28.6	75.6	48.4
		100人以上 500人未満			31.6	72.1	37.0
		100人未満			25.1	76.7	28.6
全国	係員	規模計			38.4	76.2	41.8
		500人以上			33.9	84.1	52.7
		100人以上 500人未満			41.1	75.7	42.6
		100人未満			36.2	73.3	35.0
	課長級	規模計			32.0	73.1	39.7
		500人以上			20.5	76.4	47.4
		100人以上 500人未満			34.9	72.3	40.0
		100人未満			32.9	72.9	35.3

注：定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である（複数回答）。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
				増 額	減 額	変化なし			
岡山県	係 員		94.5	94.1	29.9	4.1	60.0	0.4	5.5
	課 長 級		81.3	81.3	28.2	3.6	49.6	0.0	18.7
全国	係 員		90.4	89.4	27.0	5.7	56.7	1.0	9.6
	課 長 級		85.0	84.0	25.4	4.7	53.9	1.0	15.0

注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合	
		岡山県	全国
家族手当制度がある		82.9%	78.0%
	配偶者に家族手当を支給する	(86.7%)	(81.2%)
	子に家族手当を支給する	(99.6%)	(99.0%)
家族手当制度がない		17.1%	22.0%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,125円	12,935円
	配偶者と子1人	18,944円	19,153円
	配偶者と子2人	24,281円	24,949円

注：1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

注：2 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については8,000円、子については1人につき9,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無		事業所割合	
		岡山県	全国
支	給	57.7%	52.2%
非	支 給	42.3%	47.8%
借家・借間居住者に対する住宅		岡山県	全国
手当月額の最高支給額の中位階層		27,000円以上28,000円未満	30,000円以上31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 民間における特別給の支給状況

区 分		岡 山 県			全 国		
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	327,127 円		386,081 円		284,518 円	
	上 半 期 (A ₂)	330,384		386,166		285,750	
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	713,139 円		844,844 円		561,508 円	
	上 半 期 (B ₂)	762,245		899,582		558,126	
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.18 月分		2.19 月分		1.97 月分	
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.31		2.33		1.95	
	年 間 計	4.49月分		4.51月分			

注：1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。
 2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。
 備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.45月である。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目		係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	53.7	46.3	47.8	52.2	46.6	53.5
	500人以上	57.2	42.8	46.7	53.3	46.4	53.7
	100人以上 500人未満	49.0	51.0	46.5	53.5	45.5	54.5
	100人未満	57.7	42.4	52.4	47.6	49.3	50.7
全 国	規 模 計	55.0	45.0	50.7	49.3	49.7	50.3
	500人以上	54.5	45.5	44.6	55.4	42.2	57.8
	100人以上 500人未満	55.8	44.2	52.0	48.0	51.3	48.7
	100人未満	53.8	46.2	51.4	48.6	50.8	49.2

第24表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	60歳以上	
		岡山県	100.0	
全 国	99.4	86.0	13.4	0.6

注： 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
岡山県	課 長 級	50.3	17.3	49.7
	非 管 理 職	50.3	17.3	49.7
全 国	課 長 級	36.7	24.0	63.3
	非 管 理 職	31.5	20.6	68.5

- 注： 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第26表において同じ。）。
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

	課 長 級	非 管 理 職
岡山県	87.5	87.5
全 国	81.0	80.9

注： 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

平成31年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）等により、平成31年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成31年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,690円	40,490円	50,130円	59,770円	69,410円
住居関係費	52,880	42,420	45,690	48,950	52,220
被服・履物費	2,630	7,410	8,230	9,060	9,880
雑費Ⅰ	28,570	25,340	43,060	60,770	78,490
雑費Ⅱ	4,670	10,960	13,310	15,660	18,020
計	114,440	126,620	160,420	194,210	228,020

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.502	0.622	0.742	0.861
住居関係費	0.755	0.814	0.872	0.930
被服・履物費	0.476	0.529	0.582	0.635
雑費Ⅰ	0.217	0.369	0.520	0.672
雑費Ⅱ	0.301	0.366	0.430	0.495

4 労働経済関係

第28表 労働経

項目			年月	平成 29年(度)	平成 30年(度)	平成30年 4月	5月	6月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	きまって支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	294,143 0.4	295,991 0.6	298,466 0.2	294,500 0.8	296,802 0.8	
		〔調査 産業計〕	うち所定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	268,976 0.6	270,678 0.6	272,362 0.3	269,892 0.8	271,771 0.6
			うち所定外給与	(円) ※年度平均	25,167	25,313	26,104	24,608	25,031
	〔調査 産業計〕	総実労働時間数	(時間) ※年度平均	147.8	146.8	150.8	146.5	152.5	
		うち所定外労働時間数	(時間) ※年度平均	12.6	12.5	13.0	12.4	12.4	
	岡 山 県	〔調査 産業計〕	きまって支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	285,789 1.6	269,311 △ 5.8	271,685 △ 5.5	267,799 △ 5.7	267,690 △ 6.1
			うち所定内給与	(円) ※年平均	258,839	243,844	245,186	243,804	242,561
			うち所定外給与	(円) ※年平均	26,950	25,467	26,499	23,995	25,129
		〔調査 産業計〕	総実労働時間数	(時間) ※年平均	155.7	150.8	154.2	148.5	156.1
			うち所定外労働時間数	(時間) ※年平均	13.4	13.2	13.8	12.4	12.9
消 費 支 出 〔総務省 家計調査〕	全 国	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	283,027 0.3	287,315 1.5	294,439 △ 0.5	281,307 △ 0.6	267,641 △ 0.4	
		勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	313,057 1.1	315,314 0.7	334,967 1.5	312,354 △ 0.9	291,998 △ 1.6	
	岡 山 市	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	305,472 1.6	290,915 △ 4.8	285,552 △ 2.6	320,373 7.9	298,851 11.2	
		勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	338,124 6.8	315,814 △ 6.6	311,605 △ 10.0	313,652 △ 3.9	330,881 16.0	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.6	0.4	0.6	0.4	0.3	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年度比・ 前年同月比(%)	2.7	2.2	2.2	2.7	2.8	
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	1.3	0.5	0.5	0.6	0.5
	完全失業率(総務省労働力調査)			(%) ※年度平均	2.7	2.4	2.5	2.3	2.5
	有効求人倍率 (厚生労働省, 岡山労働局)	全 国		(倍) ※年度平均	1.54	1.62	1.60	1.61	1.61
		岡 山 県		(倍) ※年度平均	1.81	1.99	1.89	1.89	1.91

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値(「再集計値」)である。平成30年1月及び
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。
 3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。平成30年1月に調査方法が一部変
 4 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は平成27年基準である。
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

济 指 標

7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月
296,444 0.8	295,546 1.1	295,548 0.5	298,297 1.1	298,747 1.4	297,598 0.9	291,891 0.0	292,808 0.3	295,281 △ 0.1	299,489 0.3	294,772 0.1
271,441 0.6	270,844 1.1	271,249 0.6	272,559 1.1	272,234 1.3	271,504 1.0	267,076 △ 0.1	267,575 0.2	269,650 △ 0.2	273,350 0.3	269,438 △ 0.1
25,003	24,702	24,299	25,738	26,513	26,094	24,815	25,233	25,631	26,139	25,334
150.8	145.9	143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4
12.4	11.8	12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4
267,367 △ 6.3	268,090 △ 5.8	266,009 △ 6.4	272,150 △ 5.2	270,785 △ 5.8	272,978 △ 5.7	263,048 △ 1.5	261,825 △ 3.2	261,570 △ 3.0	265,689 △ 2.2	262,842 △ 1.9
243,495	243,416	241,061	245,720	245,620	247,444	239,065	238,332	238,043	242,434	240,040
23,872	24,674	24,948	26,430	25,165	25,534	23,983	23,493	23,527	23,255	22,802
152.6	148.7	148.0	153.1	155.4	148.2	139.6	145.2	148.3	151.4	143.6
12.8	12.4	12.8	13.6	13.5	13.7	12.7	12.8	13.0	12.9	12.7
283,387 1.5	292,481 4.3	271,273 0.9	290,396 2.7	281,041 1.3	329,271 2.2	296,345 2.3	271,232 2.1	309,274 2.7	301,136 2.3	300,901 7.0
310,031 0.4	319,939 6.1	302,652 2.5	315,433 0.5	303,516 0.8	351,044 △ 0.3	325,768 2.6	302,753 4.7	348,942 4.2	337,164 0.7	332,273 6.4
261,564 △ 14.5	269,228 △ 2.5	276,529 △ 11.7	276,977 △ 8.9	282,162 △ 4.7	297,820 △ 11.3	307,630 △ 1.3	275,511 △ 4.1	378,281 17.1	311,631 9.1	335,683 4.8
283,699 △ 11.5	299,014 2.7	332,356 △ 12.8	302,102 △ 12.0	298,861 △ 12.0	304,359 △ 17.0	328,015 △ 5.9	295,552 △ 6.6	411,219 18.1	284,198 △ 8.8	358,137 14.2
0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7
0.6	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.3	0.1	0.0
3.1	3.1	3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6
0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8
2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4
1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
1.94	1.95	1.96	1.96	1.98	1.99	1.98	2.00	2.01	2.08	2.04

平成31年1月に調査対象事業所の約半数の抽出替えが実施されたが、数値は抽出替えの影響を調整していない数値である。

更されたが、「前年比・前年同月比(%)」欄の数値は、調査方法の変更の影響を調整していない数値である。

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月4日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272